

平成16年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成16年6月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

助役	芳村是	収入役	中野秀樹
教育長	栗本裕美	総務部長	植村哲男
総務課長	西本喜一	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	藤原伸宏	企画財政課参事	野口英治
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
観光産業課長	田口好夫	都市整備課長	藤本宗司
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

---

1, 議事日程

日程1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、世界遺産法隆寺を持つ我がまちの観光事業の活性化を真剣に考えておられるかどうかをお尋ねしたいと思います。

去る5月、ゴールデンウィーク、4月29日から5月5日の期間中、県内の主な行楽地の人手状況は、昨年大型連休、これは4月26日から5月5日、10日間でしたが、ことしは3日少ない7日間だったと思いますけども、連休後半は天候が崩れたこともありまして、各行楽地は軒並み人出を減らしたとの統計結果でありました。人出の総数は、14万人減の62万人であります。最も人出が多い奈良公園は、天候の影響か2万4,000人減の29万人でありました。ドリームランド、生駒山上遊園地も減少しました。こんな中、6月6日に閉園しましたあやめ池遊園地だけ2,000人増しの5万5,000人となりました。世界遺産の法隆寺はじめ花で有名なお寺は軒並み人出を減らし、法隆寺、信貴山、長谷寺、室生寺、当麻寺は、いずれも昨年を下回り、合計で6万人減の17万人の人出でありました。法隆寺の年間観光客数について、お寺の参道にある、あるお土産店の店主に聞きますと、最も多い時で年間200万人が訪れたと聞きます。これが現状では、約60万人に落ち込んでおります。斑鳩町は、今、合併の選択を目前にしまして、今後我が町の存続をかけまして、我が町の観光の振興を真剣に考えなければならないのではないのでしょうか。

ここに一つのヒントがあるように思います。それは、世界遺産と食文化との融合です。行楽地の中でも、人気のスポットは、必ず「る．る．ぶ」が存在しています。それは、見る、食べる、遊ぶ、あと泊まる、湯につかるといった具合です。この中でも、我が町にマッチするのは、まず世界遺産を見る、そして今はやりの癒し系で言いますと、田

舎の田園風景に浸る。散策した後、お腹がすいたら、名物の食材を食べる。そして、1日の締めくくりは湯につかって泊まる。これが全部出来るまちになりますと、人気のスポットになっていくように思えてなりません。

今、奈良県でも、奈良の名物料理としまして、創作されました奈良のうまい物7品について、1品でも販売を希望する県内の料理店、レストランを広く募集されております。現在、36店が販売を開始しております、今、2度目の募集期間中、6月の25日までと聞いております。県は、平成22年の平城遷都1300年に向けまして、食べ物や味覚の面から奈良をアピール出来る名物料理の創作を自ら企画しまして、奈良の食づくり行動委員会の中に、奈良うまい物づくり部会を設置しまして、全国から募集しましたレシピ、アイデアをもとに、7品の料理を完成しました。これは、新聞紙上等で皆さんご存じかと思えますけど、1つに、茶飯を使った万葉弁当、あと1つに、茶漬け風の奈良の鶏茶、鶏をもとにお茶漬けですね、それと大和鶏肉照焼井、奈良産ネギと大和鶏肉のすき焼き風井、大和芋を使った大和鍋、あと柿ケーキ、黒米カレーの7品です。

こういった食を考える時、私が以前にも一般質問いたしました地元でとれた食材を地元で消費すると、いわゆる地産地消をひっくるめられたら、地元の農業も活気を帯びまして、一挙両得になるのかなと思います。減農薬、有機栽培の食材でつくった斑鳩でしか食べることの出来ないオンリーワン名物料理を、法隆寺という世界遺産の香辛料に加えることは出来ないでしょうか。そして、将来は、癒し系に徹して、観光ルートの整備と泊まるが出来ないものでしょうか。

以上についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま浦野議員の方から、世界遺産法隆寺を持つ我が町の観光事業の活性化を真剣に考えているのかという厳しいご指摘をいただきまして、その中でも、行楽地というのは必ず「る．る．ぶ」が存在しているというヒントもいただいた中で、ただいまのご質問について答弁したいと思います。

奈良県、特に斑鳩町への観光客ですが、これは滞在型の観光ではなく、他府県で宿泊する観光客が非常に多いわけでございます。旧法隆寺グランドホテル等の閉鎖でもご存じのように、宿泊施設の経営は非常に難しいものと考えております。

しかし、昨年度に観光客と接しておられる観光ボランティアの方々や商店街などの方々、また各種団体の方々にお集まりいただき、斑鳩町の観光振興について色々ご意見

を伺った経緯がございまして、今後こういった会合を重ねながら、斑鳩の、先ほど議員の質問の中でおっしゃられましたオンリーワン名物といたしますか、そういった斑鳩特有のブランドの開発、そういったものをはじめ、観光ルートを生かした新しい魅力づくりや観光産業を育てるにはどうしたらよいか、そういったことを共に検討していきたいと考えておるところでございます。

また、日本の木造建築物を国際的な観光資源としてPRし、外国人観光客を誘致するために、つい先月になりますが、奈良市、姫路市、吉野町等の関係市町村と我が町も共同で「木造の世界遺産等市町村連絡協議会」を、先ほど言いました先月5月14日に設立をいたしまして、その事業の一つとして、国際ロータリー大会参加者向けのツアーを、5月24日から28日にかけて実施いたしております。今後も、広く国内外に向けて情報の発信を行いたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） オンリーワン名物、それに斑鳩特有のブランドの開発はじめ観光ルートを生かした新しい魅力づくり、観光産業を育てるにはどうしたらよいか住民と共に検討していきたいという部長のお答えでございます。また、木造世界遺産等市町村連絡協議会を先月14日に設立されて、広く海外に、国内外に向けて情報の発信をしていくということでおっしゃっていただきましたですけど、いずれにいたしましても斑鳩町の観光事業の将来ビジョンを明確にしまして、それに向かって一步一步近づいていく姿勢が大切と考えます。これには、地元商店街の方々の協力、あるいは商店街が形成する商工会、また観光ボランティア協会等々の、いわゆる住民の協力が大切と思っておりますけども、やはり行政の指導によって、民間活力の方がウエートを占める面もありますけども、行政の指導によって将来のビジョンを明確にして、それに向かっていくという姿勢がこれから大切じゃないかなと思っております。

あと1つ質問なんですけども、観光ルートの整備についてはどのようなお考えをされているか、聞きたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 観光ルートの整備についてどのように考えているのかということですが、観光客や町民の方々に、町内を半日で散策していただくコースといたしまして設定した5つの観光ルートがあるわけですが、あくまでも現道を自然景観に親しむことを含めたルートとしてこれまでマップで紹介しておりまして、現時点で拡幅等

の整備は考えておらないところでございます。しかしながら、スムーズに散策していただくために、要所、要所に道しるべ等の案内柱を設置しておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 観光ルートの整備につきましても、ソフト面の整備、あるいはハード面の整備、いずれにしましても、今後の整備の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

先月、大阪でロータリークラブ国際大会が開催されたわけなんですけども、観光客の誘致活動をしていこうというスローガンのもとに、海外から参加者がたくさん来られてまして、これに対してロータリークラブが、大阪市内のJR、地下鉄、またバスといった交通機関のフリーパス券を無料で配った。また、近くの関西一円の観光ガイドブックにつきましても無料で配布したというふうなことが新聞紙上で書かれております。

斑鳩町におきましても、斑鳩ライオンズクラブはじめ観光ボランティア団体が数々育ってきていると思ひます。これらの民間の協力も得まして、観光立町として斑鳩町が育っていきますよう、これからの益々の努力を要望いたしまして、この1番の質問は終わります。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

斑鳩町の土地開発公社が保有します土地のうち、購入後5年以上経過しているのに遊休地になっている、いわゆる塩漬け土地の簿価は斑鳩町の財政を圧迫していないかについて聞きたいと思ひます。

県内の35市町村が設置した土地開発公社が保有します土地のうち、購入後5年が経過しても使い道が決まらない、遊休地のままの塩漬け土地は、平成15年3月末、去年3月末現在で、簿価にしまして866億3,857万円に達してございまして、これは全保有地簿価の総額の75%を占めてございまして、5年前の55%から一段と増加してございまして、これによる財政本体への圧迫は必然的にあると思われまます。

町村の塩漬け土地は、上牧町の公社47億6,703万円が最も最高で、平群町公社も、塩漬け簿価が45億5,500万円に達し、全保有地簿価の97%と深刻であります。河合町公社の塩漬け比率は、5年前48%でしたが、78%まで増えまして、その簿価は額にしまして24億6,600万であります。一方、西和地域の中で公社の健全化が目立つのは、三郷町でありまして、公社の土地購入代金、借入金は、平成6年のピーク時に67億でしたが、平成16年3月には、3億2,000万に大減少しました。

新規の土地購入を控え、遊休地を造成加工して民間に積極的に販売し、5年前の5分の1に減少させました。塩漬け土地を持たない健全経営の公社は、ほかでもありまして、三宅町、田原本町、広陵町、当麻町の4町です。10の市がありますけど、生駒市の公社が保有地、遊休地とも非常に少ない。

そんな中で、斑鳩町の土地開発公社の保有地、遊休地の所有期間、簿価、使用目的の有無をお聞きし、また5年以上経過している遊休地の簿価が財政を圧迫していないかについてどうお考えかをお聞きしたいと思います。それと、今後の対策があれば併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま公社の保有状況、また財政を圧迫していないか、また今後の対策はどうかというご質問でございます。

まず、平成15年度末の保有地の簿価でございますが、総額で18億7,674万9,704円となっております。用途別内訳といたしましては、都市計画道路事業用地といたしまして2億1,635万1,827円、都市計画道路代替用地といたしまして8億6,482万5,371円、道路新設改良事業用地といたしまして1億7,079万629円、中宮寺池都市公園用地といたしまして1億9,215万6,660円、法隆寺駅周辺整備事業用地といたしまして4億884万6,274円、その他といたしまして2,377万8,943円という状況になっております。

これを所有期間別で申し上げますと、5年未満では1億2,462万6,938円、5年以上10年未満についてはございません。10年以上20年未満につきましては15億3,618万7,163円、20年以上につきましては2億1,593万5,603円となっております。なお、保有期間が最長のものは22年であります。

5年以上を経過している遊休地の簿価が財政を圧迫していないかというご質問でございますが、議員がご心配いただいておりますように、将来には町の財政負担となり、少なからず影響を受けるものでございます。

町といたしましても、土地開発公社の健全化を図るため、平成12年に保有地処分計画を作成いたしました。計画当時、平成11年度末の5年以上の保有地は1万3,999平方メートルで、簿価総額は23億1,271万円であり、計画では16年度末までに長期保有地を9億4,575万円処分し、長期保有地保有額を13億6,696万円にするという計画でありました。

平成15年度末現在におきましては、長期保有地は1万2,013平方メートル、長期保有地総額につきましては17億5,212万2,766円で、計画当初と比較いたしまして1,986平方メートル、5億6,059万円の減となっております。

その保有地の中で、中宮寺池都市公園事業用地につきましては、当初の計画どおりということで、16年度末で処分するということには、見込みはなっておりませんが、今後この用地につきましては、県、文化庁とも十分協議をいたしまして、平成17年度末で処分出来るように努力してまいりたいと考えております。

また、法隆寺駅周辺整備事業用地につきましても、JR法隆寺駅周辺整備事業と併せまして平成18年度に処分したいと考えております。

その他の土地につきましても、国、県、町事業において代替地を希望される方には、十分情報を提供し積極的に処分に努めてまいりたいと考えております。

今後、事業等で新たに処分出来るようになれば、担当常任委員会におきましてもご相談申し上げ、処分可能なものについては処分してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 部長のご回答の中で、少なからず影響を受けるものでありますという明言をいただいております。一般企業の間では、土地、建物などの固定資産税の価格の下落、これも町行政と同じく一般企業ももろに受けておりまして、これを企業の業績に反映させるべく減損会計というものが取り入れようとされております。2005年4月以降に始まる事業年度からこれが国で義務づけられるということに備えまして、2003年、去年度から各企業では減損会計を前倒しに処理していこうという企業がどんどん相次いでおります。経営体力のある間に財務体質を健全化しようと努めているのが現状であります。そして、企業としましては、社会の信頼を得ようと努力しております。今後は、減損対策が遅れている企業と、また早くから対策をした企業との格差がどんどん開いていくことと予想出来ます。

先ほど部長の方からご回答ありましたように、平成15年度保有地の簿価の中で、用途別内訳の都市計画道路代替用地8億6,000万余り、この土地につきましては、今後早期に処分先を検討すべきであると考えます。

また、所有期間別での10年以上から22年未満のいわゆる長期保有土地ですけれども、17億余りの土地につきましては、簿価と現状の地価、路線価が検討材料になると思



いますけども、現状の地価とのギャップがかなりあると思われます。このギャップは必ず財政圧迫を招く原因ともなります。在庫の土地すべてにおいて、今後各土地ごとの適切な処理方法を早期に対策していただきたいという切望をしまして、この質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、3つ目の質問です。

建設しようとしてされている法隆寺駅舎、これは我が町の玄関口として、我が町の特徴を表現したデザインであるのか、また駅周辺の整備も観光地としての将来像を見たものであるのかを質問したいと思います。建設されようとする法隆寺駅舎並びに駅周辺アクセス環境、この町が望んでいる理想的なものにしていきたい。この目的でもって質問いたします。

まず、我が国でまちづくりの計画の実例を2つ、過去の実例を2つご紹介いたします。

1つに、東北宮城県の花巻市、東北新幹線の停車駅、都市構想から外れました。当初計画から外れたんですが、13年間にわたりまして市民は民間主導型の駅設置運動を展開しまして、請願駅の設置を成功させた実例です。デザインは、地元が生んだ、皆様ご承知の宮沢賢治「銀河鉄道の夜」というものをモチーフにしました。

外装のデザインは、大きな半円のトップライト、外壁のミラーガラス、これは青空と星空を映し出し、外壁の白いパネルは雲を表現し、イーハートーブ、これはイギリスの大地ですけども、イーハートーブの大地と宇宙の広がり表現しています。また、両端部には、新花巻駅が三陸海岸への表玄関に当たりますので、上下2本のブルーラインによりまして、三陸海岸の空と海を表現しております。

一方、内装のデザインは、コンコースの天井には、鏡面のドームを配しまして、光と形により宮沢賢治の幻想の世界を表現しています。床は宮沢賢治がイギリス海岸と呼びました北上川に露出している溶解岩の縞模様の泥岩地層を表現しています。

駅舎前の交通広場は、駅周辺の全体が自然の風景を取り入れていることと、市が公園緑地整備に積極的に取り組んでいることから、駅前広場にも緑を多くしまして、この緑の向こうに駅舎がある雰囲気醸し出しています。

2つ目の実例としまして、トイレからまちづくりを見事に成功させました鳥取県倉吉市の実例を紹介します。

倉吉市は、経済中心の社会から自然を大切に守り文化を育てていく観点からまちづく

りを取り組む中で、快適なトイレづくりに力を入れました。まず、公園のトイレを快適なものにということで、土蔵風、数奇屋風、町家風のトイレをつくりました。これには、障害ある人への優先トイレ、子どもづれのご婦人用に赤ちゃん用ベット、男の子用小便器を併設しまして、またご婦人の更衣コーナーなどの心づかいもしました。また、休憩所や水飲み場にもこれを設置し、トイレを憩いの場としました。福社会館前のトイレには、電話コーナー、バス待合所、自転車置き場を設けました。つまり、町の機能の中にトイレを適材適所に組み入れていく。今では、このトイレ整備運動がまちの目玉になってきて、駅のトイレをまちの高校生が毎朝交代で清掃に来ております。快適なトイレネットワークづくり、これは公園のみならず市街地、学校、駅、民間の事業所、各家庭まで輪が広がっていきまして、トイレそのものが話題が話題を呼び、観光の目玉になり、倉吉市のまちづくりの中心的存在となりました。

こういった実例を2つ見ますと、駅舎づくりは、ただ単に駅舎のデザインを考えるのではなく、周りどマッチしたこの斑鳩町が何を表現をしようとしているのかといったコンセプトをきっちりと計画していかななくては、20億余りの投資が無駄になると思います。

私は、世界遺産法隆寺の玄関駅の工事をするに当たりまして、もっともっと成功した実例、これは日本に限りません。世界、海外の先進国の実例も参考になると思います。そういった検討委員会で十分検討をしていただき、急ぐことなしに素晴らしいものをつくり上げていただきたいなと思います。これからはますます高齢化社会に突入していきます。バリアフリーも十分な配慮が必要です。斑鳩町の道路を一度みんなで、車椅子で走ってみようと思います。こういった体験も貴重なまちづくりの発想につながっていくと思います。

こういった観点で、駅舎をつくろうとされている姿勢についてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまの質問は、大きくは我が町の玄関口として我が町の特徴を表現したデザインであるのかというのが1点と、周辺の整備も観光地としての将来像を見たものであるのかとの2点かと思いますが、まず1点目のご指摘でございますが、平成15年度の基本設計におきまして、法隆寺駅舎・自由通路のデザインコンセプトとして、そのテーマを「自然と歴史のハーモニー」といたしまして、1つには、文化遺産、これは法隆寺等でございますが、それを意識しつつも、イメージにとらわれ

過ぎない新しいまちの顔の創造、2つには、周囲の自然及び歴史を感じとれるような空間の創造としております。これらのコンセプトから、自由通路屋根、そして階段室の屋根を水平にし、段々に構成する案を基本にいたしまして詳細設計へと進めることとしております。

この案では、重なり合う複数の屋根の形状は、法隆寺の五重塔に代表される上方への屋根の連続を連想させるデザインとなっております。その重なり目の連続は、斑鳩に伝わる古代からの歴史の重なり、そして今後さらに積み上げられるであろう斑鳩の未来をも表現したものであります。周辺の橋上駅舎では例のないデザインであるというふうにご覧いただいております。

また、自由通路階段入り口の柱を法隆寺特有のエンタシスをモチーフとしてデザインしたのとなっております。さらには、自由通路壁面は、多くのガラス材によって構成されておまして、駅利用者が周囲の自然及び歴史を感じとれるよう、明るく開放感を感じられるものとなっております。

なお、自由通路屋根と階段室屋根部分の仕上げ材について、担当委員会におきまして、日本瓦の使用についての強いご要望もいただき、JRと折衝を重ねてまいりましたところでございますが、法令上の関係、あるいはJR社内規定等がある中で、列車運行及び駅利用者の安全性の確保、また維持管理上の観点から、日本瓦の使用は難しいということをご理解をいただいたところでもございます。

今後、詳細設計を進めていく中で、斑鳩の景観に配慮しつつ日本瓦風の屋根材の使用を検討し、斑鳩町の玄関口にふさわしい意匠となるよう設計作業を進めていくこととなっております。

次に、2つ目の周辺の整備も観光地としての将来像を見たものであるかというご質問でございますが、周辺整備におきましては、観光客等が南北の駅前広場から観光拠点へのスムーズな移動が図れるよう、案内サイン等観光地への玄関口としての機能充実に努めた設計等を行ってまいりたいというふうにご覧いただいております。

また、自由通路内におきましては、斑鳩の里の観光情報発信コーナーといたしまして、観光案内ブースを設ける計画でもございます。

なお、斑鳩らしい特徴あるイメージを持った駅舎の意匠を形成する必要があると考えておりますので、今後、詳細設計の中で十分検討を加えながら、担当委員会のご意見をお聞きした上で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い

いたします。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 部長のお答えの中で、「自然と歴史のハーモニー」としまして、1つには、文化遺産法隆寺を意識しつつ、イメージにとらわれ過ぎない新しいまちの顔の創造というようなこと、また2つには、周辺の自然及び歴史を感じとれるような空間の創造ということをおっしゃっていただきました。法隆寺の駅舎の外観パースにつきましても、私も拝見させていただいております。確かにほかに類のない4段の屋根が形成されておりまして、本来は五重塔、5段ですけども、あと1つ残しているのは、未来への、将来を目指しているというふうなコンセプトも聞いております。

ただ、周辺の整備におきましては、観光客が南北の駅を降りまして観光地の拠点へのスムーズな移動が図れるよう案内看板、案内サインというお話がありましたですけども、この辺の整備のパースにつきましては、まだ見ておりませんので、今後また計画されていくかと思っておりますけども、十分機能的な設計をお願いしたいと思います。

先ほども、詳細設計の中で十分検討をした上で斑鳩の玄関口としましてふさわしい駅舎並びに周辺整備をしていくという決意をお聞きしたのでありますが、また担当委員会の意見等取り入れながら、出来れば駅舎の整備と同時に、他の議員さんも担当委員会で質問があったように思いますが、周辺のアクセス環境づくりといったことも、出来れば駅舎と同時に進めていただきたいというのが私の希望でございます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、その前に、本町の小城町長が入院されておられます。小城町政1期目から私注意してまいりましたが、斑鳩町の発展、特に文化、福祉面において非常な功績を上げてこられたと認識しております。今年度は、合併の成否が決まるであろう我が町にとっては重要な年でもあり、また他町よりも遅れている道路行政にも力を発揮していただきたく、一日も早く回復されますよう、そして町政の舵取りを行っていただきますことを切望していることを申し述べまして質問に入らせていただきます。

私が、この議場で一般質問させていただいてから1年がたちました。その間、お願い、要請してまいりまして、一定の答弁をいただいておりますけれども、それらの答弁の中で、まだ実態として現れていないものがあります。それらが、その後どのように処理していただいているのかをお聞きしたいと思います。

まず、昨年8月7日に実施されました通学路安全点検について、12月議会において質問させていただきました。その時の答弁のその後の経過についてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路の安全点検についてのお尋ねでございます。議員には常に、子どもたちの通学について安全の確保ということでご心配いただいているわけですが、8月の7日に点検いたしましたその後の経過でございますが、12月議会で答弁させていただきました後のことでございます。今も申し上げましたように、15年の8月7日に通学路の点検をさせていただきますと、その結果、点検箇所31カ所のうち、改良等を行う必要があるとされたところのものが27カ所ございました。そのうちの6カ所が改良済みとの報告をさせていただいたところでございます。その後の経過につきましては、残りの改良等を行う必要があるとされた21カ所につきましては、担当課を通じまして関係機関とも協議を行う中で、今日までに6カ所の改良を終えたところでございます。なお、残りの15カ所の改良が必要な箇所につきましても、今後も引き続き安全指導を徹底いたしますとともに、行政、学校、PTA、あるいは地域住民の連携によりまして、通学路の安全点検に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。12月には未改修で残っていた21カ所のうち12カ所が改良をされたということですが、まだ残っている部分の進捗状況をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまの質問は、都市建設部建設課が所管しておる整備等に関してというふうに解釈しましたが、15年度の結果、その後についてでございますが、交通安全施設、道路改修等14項目の指摘事項のうち6項目が改善済みであるというふうに、昨年12月議会で報告させていただいております。その後、さらに5項目の改善を15年度末に完了いたしております。残り3項目については、その内容とい

たしましては、路側帯の引き替えを行うものでございますが、当該路線の路面が損傷しているというような状況でもございまして、アスファルト補修も伴いますことから、予算等も勘案しながら順次整備を行ってまいりたいと、このように考えております。

そして、本年度から所管が建設課の方に移っております交通安全対策についての項目についてでございますが、横断歩道、信号機設置につきましては、周辺住民の方々も要望をいただく中で、警察、公安委員会に要望を行い、検討いただいております。

1つは、斑鳩小学校区内であります国道168号河菰橋交差点の信号機設置でございますが、現状は変則的な交差点であるため、信号機設置の条件として、竜田川河川敷における横断者の待機場所の改良等があります。これにつきましては、既に県郡山土木事務所より計画図面を作成していただいております。今後、実施時期について県郡山土木事務所と協議しながら早期に出来るよう要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、西小学校区の塩田橋の交差点でも、信号機設置ということで、地元自治会並びに安全点検の方で要望がございます。平成11年度から、設置に対し警察の方へ毎年要望させていただいておりますが、現時点でも設置がされていない状況になっております。

次に、東小学校区内で町道301号線興留新池東側から三代川橋までの狭隘部分の改善についてであります。時間帯の通行規制として県警公安委員会において町の要望について協議をいただき、周辺状況の調査もいただいておりますが、規制は難しいとのことでした。そのため、警察及び学校関係者と現場立会をし、再度公安委員会にて協議いただいている状況でございます。

その他につきましては、横断歩道の設置要望をいただいておりますが、これらにつきましても、警察の所管となることから要望いたしておるところではございますが、通行量等により設置は難しいとの回答をいただいております。

今後も引き続きまして、交通安全施設の整備、関係機関への要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） どうもありがとうございます。本来の建設課の所管するところでは、14カ所のうち6カ所は前年に改修済みであり、残る8カ所のうち5カ所は昨年度末には改修が完了、3カ所についても、予算の関係から今年度には改修整備されていくとお聞きしてほっとしているところでもあります。

しかし、信号機設置に関しましては、それぞれご努力いただいておりますが、いまだ

なされていないとのことで、誠に残念であります。これからも、信号機設置に向けて出来る限りの努力をいただきますことをお願いいたします。

そして、教育委員会には、その場所を通らないで通学出来るようなことも是非共考えていただきたいと思います。

それと、東小学校区内の新池東側から三代川までの狭隘部分についても、再度時間規制の要望、協議をいただいているとのことです。是非登下校時の時間規制をしていただき、児童が安心して通学出来るようにしていただきたいと思います。

そして、これがだめだったから次はどうしようというのではなく、これがだめだった、それじゃ次はこうしようというように、それらの要望が成就されなかった場合を想定して、それに代わる次の一手も、例えば今言った退避道ともなるべく歩道の設置等も検討だけは行っていただきたいと思います。

それと、横断歩道の設置に関しましては、車の通行量が少ないから難しいとのことなんですけれども、朝夕の登下校時には、決して少ない通行量ではありません。また、よしんば少ないとすれば、横断歩道が設置されても車両の通行にそんなに差し障りがあるものでないと考えられます。この部分は、道路の南側に歩道があり、北側からの登校児童は必ず横断しなければならない場所です。また、近くには上宮遺跡公園があり、近隣住民の憩いの場として多くの子ども連れの住民が訪れる場所でもあります。その方々のためにも、是非共横断歩道を設置していただきたいと思います。また、そのことが無理である場合には、道路管理者として横断歩道の設置に準ずるような効果のある方法を考慮していただきますことを切望いたします。

通学路安全点検は、他町では見られない斑鳩独自の児童生徒の命をより大切にしたいという行政側の温かい配慮に基づいて実施されていると考えており、感謝いたしております。池田附属小学校の不幸な事件以来、学校内の安全が叫ばれていますが、登下校時も、学校内と同じであるとの認識に立ち、是非共児童生徒の命を守る努力をお願いいたしまして次の質問に移ります。

昨年の9月議会に質問させていただきましたコミュニティバスの停留所にベンチ設置の件ですが、あれから9カ月ほど経過しておりますが、いまだベンチを待ち望んでおられるコミュニティバス利用者の希望を満足出来る状況には至っていないように思われますが、いかがですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　ただいま質問者が申されておりましたように、この関係につきまして、平成15年9月議会の一般質問においてされたものでございます。その中で、多くの住民の方にコミュニティバスを使用していただくためにも停留所にベンチが必要ではないかということでありましたが、その内容につきましては、当町の財政状況を考慮していく中で、町がベンチを設置するのではなく、ベンチに宣伝広告を入れ経費を節減する方法等を検討されてはどうかとのご意見もいただいていたところでございます。

そのことから、実際にベンチが設置可能かどうかについて調査いたしております。その結果についてまずご報告申し上げますと、Aコース、Bコースがございまして、Aコースの36カ所の停留所のうち、ベンチを設置している停留所は11停留所でございます。また、車両の通行等の妨げになるため設置出来ない停留所は17停留所、設置可能でございますが、協議が必要な停留所については5停留所、施設内において待機出来る停留所は3停留所となっております。

また一方、Bコースにおきまして、36カ所の停留所のうち、ベンチを設置している停留所は8停留所ございました。そういった先ほど申し述べました同じような状況で、設置出来ない停留所につきましては20停留所、設置可能な停留所については5停留所、施設内において待機出来る停留所は3停留所ということで、これはA、Bとも共通して置けるところについては重複しておりますが、そういった状況になっておるわけでございます。ただいま申し上げましたように、Aコース停留所、Bコース停留所、停留所については設置可能な停留所であると考えております。

そういった状況でありまして、また一方商工会ともベンチ設置について協議をしております。現在、商工会におきましては、設置場所における設置経費及び広告による宣伝効果等を検討していただいていると聞いております。早急に検討結果を出していただきまして、商工会加入の商工業者に広告を募集をしていただけるものと考えておりますが、もう少し時間をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君）　1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君）　ありがとうございます。町が何か事業を行うとする場合、通常必ず予算が必要であり、その予算については前年度に計上されます。私がここで質問し、その必要性を訴えて、理事者側が年度内の事業化を表明されるということは、前年度において既に事業の必要性を考慮、事業化に向けて努力しておられることだと認識してお



ります。逆に言えば、私がここでお願いいたしましても、理事者側の理解を得、事業化となっても、実際に施工がなされるのは翌年度になるということです。そのことを鑑み、また町財政を鑑み、一日でも早くベンチ設置を実現するために、広告付きベンチという一つの考え方を述べさせていただいたものです。町は、コミュニティバス利用者のために、商工会におかれては、日頃お世話になっている町内消費者のために、少しでも早くより多くのベンチを設置していただきますようお願いいたします。

また、先ほど町財政を鑑みと申しましたが、これからは、小さい施設、道具等については、住民の協力を得るような方向で考えていってはいかがでしょうか。例えば、現在計画中の法隆寺門前公園に、観光客や付近の住民の憩いの場としてベンチが必要だとは思いますが、そのようなベンチについては、住民からのメモリアルベンチ、例えば結婚のメモリアルとして、金婚のメモリアルとして、無事退職出来たメモリアルとして、初孫誕生のメモリアルとしてなどなど、それぞれの方々の人生の一区切りのメモリアルに寄付していただく。もちろんその寄贈品にプレートを張りつけ、プレートには寄贈者の氏名と寄贈者からのメモリアルに対する一言メッセージを掘る。町はその寄贈品に関し、5年なり10年なりの期間の保全を保証する。このようなシステムを確立されてはいかがかなと思います。これは、何もベンチに限らず、観光案内板、その他色々なものに適用出来るのではと思います。町財政の苦しい折、是非共このような住民参加型のシステムを研究していただきますことを要望しておきます。

以上をもって本議会の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

午前10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時57分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定についてですが、これにつきましては前回でも一般質問をさせていただき、一定町の見解を聞かせていただ

きました。斑鳩町の行動計画の策定については、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会を設置し、サービス利用者に対してアンケート調査を行う中で、町の実情も加味しながら行動計画を策定していくというふうに答弁いただいたと思うのですが、これまでも町で少子化対策として色んな取り組みをされており、今後行動計画を策定していくに当たっては、それらの結果を分析して反映させていく必要があると考えます。今後、見直さなければいけないという問題点も含め、これまで町が行ってきた少子化対策の効果とそれに対する評価について、町の見解をお聞かせください。町が力を入れて取り組んできた施策の効果については、具体的に数字で表せるところは数字でもってお答えいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 近年の家族構成の変革、核家族化や女性の社会進出等によりまして、仕事と子育ての両立の負担感というのが増大しているというようにも言われております。このことから、町といたしましても、保護者の方が安心して子育てが行えるよう、保健・福祉・教育の各分野が連携を密にいたしまして、子育て支援に取り組んでいるところでございます。このことから、平成15年度におきます各取り組み状況につきましてご報告をさせていただき、お答えをさせていただき、その一定の考え方なりについてもお答えをさせていただきたいと思います。

まず、保育サービスの関係でございまして、多様な保育ニーズに対応をいたしますため、延長保育や一時保育に取り組んでいると。夜8時まで保育をいたします延長保育におきましては、実人数で27人の方の利用がございました。保護者の就労や急な疾病等に対応いたします一時保育におきましては、13人の利用があったという状況でございまして。

また、0歳児保育におきましては、20人の利用、そして障害児保育につきましては1人の方の園児の利用があったということで、女性の社会進出と子育ての両立を支援をしてきているところでございます。

また、学童保育につきましては、学校週5日制に対応いたしまして、土曜日につきましても開設をいたしますと共に、午後6時半まで延長いたしまして保育ニーズの対応を図っているところでございます。これの利用状況でございますけれども、斑鳩学童保育室では78人、そして西学童保育室では33人が、東学童保育室では62人の利用があったところでございます。

そして、子育て支援の短期事業といたしまして、児童を養育されている家庭の保護者が、疾病等で社会的事由や仕事等によりまして養育が困難な家庭を支援をいたしますために、いかるが園におきまして一定期間養育保護をいたしますショートステイとかトワイライトステイ事業を実施をいたしております。しかし、この事業につきましては、平成15年度の利用はなかったという状況でございます。

子育てに対します不安とか悩みに対します相談事業といたしまして、保育園では保育士によります直接の相談、そしてまた電話相談等を受けて、園児の保護者や地域の保護者等を対象といたしまして、保護者間の交流、情報交換の場、そして、保護者への相談・助言の機会とするため、家庭支援講座を年2回開催もいたしているところでございます。

また、家庭で子育てをしている保護者の就労をはじめ文化、福祉活動など様々な活動に参加する機会を広げるため、町が実施いたします講座やイベント時に開設をいたします託児サービスの担い手を養成をいたします子育てサポーター養成講座も実施をいたしております。現在、27名の子育てサポーターというのを育成をさせていただきまして、保健センターとか各公民館で乳幼児の健診とか、子育て教室等において子どもの相手をしていただいて、保護者の相談とか乗っていただいているというような活動もしていただいているところでございます。

次に、保健センターにおきましては、妊娠中から親としての自覚を持って子どもを産み育てるため、また妊婦同士が交流を深めて仲間づくりを通して不安軽減を図るため、パパ・ママスクールというのを開催をいたしております。58の方が利用をいただいております。生後1、2カ月の乳児とその保護者を対象にいたしまして、182回の家庭訪問も実施をいたして、育児不安の軽減も図っているところでございます。

平成15年度から3、4カ月児の健康診査におきまして、絵本を読み与えるということの一つの切っ掛けといたしまして、乳児に話しかける大切さを知ってもらい、親子のふれあいの大切さを伝えますブックスタートというものをスタートをさせていただいております。家庭でも絵本を通じて親子のふれあいの一助にということで、146名の方にこの絵本を配本をさせていただいております。また、保健センターと各3公民館におきまして、身近な地域での親子の交流を深め、友達づくりや情報交換をいたしますと共に、保護者からの子育てに対します相談、助言を行います子育て教室というものも開催をさせていただいております。163人の方の利用があったところではございます。

次に、乳幼児医療費の助成事業につきましても、平成14年の4月から入院・歯科医療費の助成につきまして、小学校就学前まで対象年齢も拡大をして実施をいたしております。県の事業にプラス1歳を加えまして、ほかの医療科目につきましても町単独でも実施いたしているところがございます。このようなことから、乳幼児の健康保持増進とか経済的な負担の軽減にも努めているところがございます。

次に、教育委員会におきましては、家庭の教育力の向上、生きる力の創造を目指した総合学習の場としての家庭教育学級というものを開催して、これには70人の方の参加がありました。そして、自然の中で親子が共に学べるホリデイ学園、これには49人の参加がございました。そして、子育てや子どもとのかかわりに不安を持つ親への相談事業として、青少年悩みごと教育相談ということで、34件の相談等があったということで実施をいたしているところであります。

子育てに対します情報提供のサービスといたしましては、子育て情報ハンドブック・保健事業の案内と保育園要覧等を作成をいたしまして、情報提供にも努めているところがございます。

このように、保健・福祉・教育の各分野で少子化対策事業を実施をいたしているところがございますけれども、これらの評価ということで、まず福祉課の方では、取り組んでおります施策の評価ということでは、1つの例を挙げて申し上げさせていただきますけれども、斑鳩町へ転入をされる際に、周辺の幼稚園の運営状況等も確認をされて、斑鳩町の保育所の運営状況が一番よかったので、それで斑鳩町へ転入をさしていただいたというような、これは保育所の保護者の方からの一つの声ということでお聞きもいたしているところがございます。

このようなことから、住民の皆様には一定の評価をいただいているのではないかとはいうようには考えているところがございますけれども、今後も安心して子育てが出来る環境づくりに向けた取り組みというものはしていかなければならないと、このようにも考えております。

次に、保健センターでの各施策の関係でございますけれども、若いご夫婦や小さな子どもさんをお持ちの保護者の方に対します保健事業の展開ということで、参加者の方には好評を得ているというところがございます。子どもを持ち育てることへの関心や育児する力の向上、父親の育児参加の促進などには効果を上げているのではないかとはいうように考えております。

また、教育委員会におきます各施策につきましては、子育てをされます保護者の資質の向上や親子の交流の促進とか、専門の相談員によります相談助言などで、子育て支援の一助になっているというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 詳しくご報告いただきましてありがとうございます。今、答弁いただきましたように、斑鳩町は延長保育や一時保育、また乳幼児医療費の無料化、そういうのを町独自で行っており、また子育てに対しても相談事業というのを行っているというので、町民の方も安心してそういった施策を利用いただいているというふうに思っています。

また、そういった施策については、こちらとしてもやっぱり評価をさせていただきたいと思うのですが、今、報告いただいた中でちょっと気になったのですが、いかるが園でのショートステイ、トワイライトステイ事業の利用者がなかったというふうに、15年度利用者がなかったというふうにおっしゃったんですけれども、14年度や13年度というのはどうだったのでしょうか。わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問いただいておりますような13年、14年につきましてはご利用はなかったわけですが、平成10年度におきまして、お二人の利用がありまして、それ以外につきましては利用がなかったということになります。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 利用がないというところについての原因ですね、これはやっぱり追及していただいて、住民の方が知らないということはないとは思いますが、また今アンケートなどもしていただいていると思いますので、これの参考にして、こういった利用の方向ですね、住民の皆さんにさせていただけるように努力いただきたいと思います。

それでは、次ですけども、そういったこれまで町が行ってきました様々な取り組みというのを、これからもやっぱり生かしていただきたい。市町村に先駆けて独自性を持った計画というのを、今後、次世代育成支援の行動計画をつくっていく中では、是非反映させていっていただきたいと思います。

また、そういった意味からも、前回の質問の際に行動計画の策定委員会のメンバーと

して検討いただきたいということで幾つか提案をさせていただいたのですが、その時いただいた答弁の中では、保護者の代表や学校の先生というのはメンバーに入れていただけるという答弁でしたが、若い世代からの代表ということで、その若い世代からのメンバーは入っていないということでしたが、現段階ではもう策定委員会のメンバーというのが確定しているかと思いますが、その中に若い世代の代表というのは入っているんでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、前回の3月議会でもお答えをさせていただいておるところでございますけれども、学校の先生方、そして保護者の代表者の方々には、この協議会の構成メンバーの中に入れていただくということには変わりないわけでございますけれども、今おっしゃっていただいている成年の代表については、今現在そのメンバーに入れていただくという考え方はございません。ただ、この若い成年の代表というのは、既婚者になるんか未婚者になるんかということもあろうかと思っておりますけれども、一応既婚の方々の中でアンケート調査も実施をさせていただいているということで、この子育て中の若い世代のご意見についても意見聴取をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方から既婚の方についてはアンケート調査で意見を反映させていきたいというふうにお答えをいただいたと思うんですけども、前回の質問でも指摘いたしましたように、青年が抱えている問題の改善を図るということですね、ためにその声を行動計画に反映させることは大変重要であると考えます。そういった意味では、既婚だけでなく未婚の方の意見も反映出来る、そういう体制をつくっていただきたいと思うのですが、前回、中学生や高校生に対してというのは、今後もアンケートの実施を検討していくというふうに答弁いただいておりますけれども、では20代、30代という青年の声ですね、今、既婚の方には既にアンケート実施をさせていただいておりますけれども、20代、30代の青年の声を行動計画の策定に反映させていくために、そういう青年のニーズについてもアンケート調査の実施を検討していただきたいというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、10年間

の計画を策定をしていく中で、中間年の5年に見直しということになっております。この5年の見直しの中で、そういう、今、ご意見をいただいておりますようなことも考慮する中で、次回の見直しに反映をさせていただければと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今の答弁で、5年たった時点で見直しをしていただけるというふうにお答えをいただきましたので、出来れば最初の段階から組み込んでいただきたいなと思ってはいたんですけども、スケジュールの関係もあると思いますので、是非今後については、そういうことですね、意見を反映していただけるようお願いいたします。

それでは、次に、その進捗状況をお聞きしたいと思うんですけども、政府が示しております行動計画策定の指針によりますと、2003年度内にニーズ調査を完了して、ことしの7月には事業の目標値を集約し、都道府県に報告するというふうになっていますけれども、これに照らしますと、現在町は、今、アンケート調査の集約を行っている段階であり、これから委員会を開いて行動計画をつくっていく中では、調査結果をもとに十分に議論をしながら進めていっていただきたいというふうに思うんですけども、2005年度から10年間の時限立法であるということから、時間的にも制約があります。2004年度内に行動計画を策定する見通しがあるのか、こういう点と、これまで以上に総合的な取り組みが必要とされていることから、事務局レベルでの連携が大切であると以前の厚生常任委員会の中でも指摘がされていましたが、事務局の体制としてどのように考えておられるのかということについてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今のところ、質問者も言われてますように、アンケート調査の結果を集約し、それらを協議会へ出させていただきます資料等のための作成を今現在行っているところでございます。この資料作成がまとまり次第に第1回目の協議会を開催をさせていただく予定で、一応6月中にはそういう形で開催もしていくということで、今現在進めているところでございます。

ただ、事務局の体制といたしましては、福祉課の方で一応担当としてやっているところでございますけれども、この次世代育成支援行動計画につきましては、当然福祉課のみで対応出来るものではございません。そういうことから、関係いたします課とも当然連携を密にいたしまして取り組んでいかなければならないと、このように思っております。このようなことから、当然福祉課だけのそういう検討だけじゃなしに、関係する課

が寄って検討を行うワーキング部会等なども設置をしていって検討をしていかなければならないのではないかなど、このように考えております。ただ、事務局としては、福祉課の方で今現在担当の者がそういう形で取り組んでいるということをご理解をいただきたいと思います。

当然、今年度末までにそういう形で策定をし、行動計画の策定をしていかなければならないということになっておりますので、それに向けて鋭意取り組んでいるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方から、ワーキング部会でもって福祉課を中心にして取り組んでいただくというふうに答弁いただいたんですけども、先ほどの1番目の質問でもお答えをいただいておりますけども、斑鳩町として安心して子育てが出来る環境整備というところですね、ここでは、保健・福祉・教育という分野で連携を強化していただいているんですけども、前回も指摘をさせていただいたんですけども、少子化対策というどうしても子育てということのみにとらわれがちになってくるのですが、私はやはり青年問題や新しく出てきました働き方の問題ということも、やはり担当課の方と連携をとっていただいて、広い視野でもってこの行動計画策定に取り組んでいただきますよう強く要望しておきます。

それから、もう1つお聞きしたいのですけれども、少しちょっと気が早いかもしれませんが、行動計画策定指針では、自治体が行動計画を策定また変更した時には、遅滞なくこれを公表するとしています。適時適切に広く住民に周知を図ることが必要とされており、この公表について、費用的な問題もあると思うんですけども、やはりそれを見た多くの方から広く意見を取り入れられる、そういった体制をつくっていただくためにも、ホームページを使っただけの行動計画の公表というのを、これから委員会を開催していく中で検討していただきたいというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、この法律の第8条に、行動計画を策定して、もしくは変更した時には公表しなければならないと、また実施状況の関係につきましても、最低でも年1回は公表しなければならないということになっております。このようなことから、今、言われてますように、ホームページへの掲載



等も一つの手法ではないかと、このようには考えております。

また、広報誌、すべてを載せるということは出来ないかも知れませんが、概要につきましても広報誌等も活用して住民の方々に周知を図っていくということも一つの考えではあるかと、このように思っております。一応、ホームページほか広報誌等を活用しての住民の方々への周知ということについては、当然実施をしていかなければならない手法ではないかなというように考えているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、ホームページの掲載についても考えの中にあるということをお答えいただきましたので、アンケート調査の対象の中から漏れてしまう町民の意見というのは、是非くみ取れる体制というのは必要だと思いますので、ホームページの公開、意見の募集というのも是非お願いしたいと思っております。

それでは、次に、青年の雇用問題についてということですが、この問題につきましては、昨年の9月議会でも一般質問をさせていただいておまして、その時の答弁で、青年の不安定雇用が日本経済全体の生産性を低下させるおそれがあるということで、町も青年の不安定雇用について懸念されているということがうかがえたのですが、総務省が発表しております労働力調査によりますと、2004年の4月の段階ですね、完全失業率というのは、15歳から24歳の若年男性では11.6%、女性では9.6%、合計で10.8%と、10人に1人の若者が就職出来ず、依然として青年の雇用状況は改善されておられません。

また、若い力の不足というのは、経済だけでなく、自治体にとっても大きな影響を及ぼすと考えます。現在、学校で若い教員の減少によって子どもたちと体力的に付き合うことが出来ないという状況が既に生まれており、問題視されております。

さらには、これまでも言ってきましたが、就職難や失業、低賃金、そしてひどい労働条件といった青年の現状は、青年の自立を妨げ、晩婚化や少子化の要因にもなっています。不安定雇用を強いられている多くの青年は、社会保険、例えば雇用保険や年金、健康保険などに加入する条件を備えているにもかかわらず、その制度から締め出されています。そういった青年の状況が現在の年金の空洞化など、社会保障制度の基盤そのものを崩しかねません。現在、町として緊急雇用対策事業を活用し、雇用拡大に努めていただいていることは評価させていただきたいというふうに思うんですけれども、あく

まで一時的なものであり、今後ますます地方交付税が減らされることが予測される中で、町税収入の依存率が高くなるため、国や県と共に、町としても町内の青年が安定した雇用に就けるよう、町として出来る雇用対策を考えなくてはなりません。

前回質問させていただいたときに、町として町内のフリーターと呼ばれる青年の数は把握していない、また奈良県としても青年の雇用状況については調査をしていないということでしたけども、先ほどの次世代育成支援の質問のところでもそうでしたが、青年がどういった状況に置かれているか、現状を調査することなしには対策は立てられないというふうに考えるのですけども、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 経済情勢の低迷が続く中で、企業からの求人が少なくなっている状況下におきまして、厚生労働省公共職業安定所では、各市町村の窓口にも求人情報を設置すると共に、求人のネットワーク化を図られているところでございます。また、奈良県におきましても、若年者就職支援事業、あるいは技術講習事業等の事業を行うと共に、若年未就職者に対する支援として、しごと i センターなどの相談施設等の充実を図られておるところでございます。

質問者がおっしゃいます青年の雇用対策というものは、これは青年の住居地と労働の場が必ずしも1つの市町村とか、そういうエリアに限られないというような状況でもございますので、1つの町ではなかなかそういったものが行えるものではないと考えております。

そうしたことから、こういった問題につきましては、国や県が主に対策を講じていくことになるかと考えておるわけでございますが、斑鳩町としましても、町に在住されます若者の就業の実態について、今後その把握が可能であるのか、また可能であったとして、その結果を町行政としてどういうふうに活用していくべきか、そういったこともあわせて今後検討をしてみたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今の答弁をお聞きしますと、町内に住む若者の実態把握と調査結果の活用について、完全に把握するのはちょっと難しいということですが、前向きに検討いただけるという答弁をいただいたと思いますので、それは期待しておきたいと思います。

また、質問の通告書の書き方が少し悪かったのかなと反省しているんですけども、

今、部長から答弁いただきましたように、国や県と連携して、国や県が行っていただいている事業や、そういった市町村を窓口とした求人のネットワーク化、こういった取り組みを情報として町民に提供していく、こういったところから町として出来る雇用対策として取り組んでいくべきではないかと私も考えております。

先ほど、部長の答弁の中に、しごと i センターという相談施設の充実という話がありました。これは、昨年の6月に厚生労働大臣と文部科学大臣、さらには経済産業大臣、経済財政政策担当大臣という4つの部門ですね、によって策定された若者自立挑戦プランというのに基づいて、地域の実情に合った青年の能力向上及び就業促進を図るため若年層が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター事業、通称JOBカフェとして都道府県が設置をして各省が連携して支援をするという事業でして、インターネットでそういうふうに紹介されておりました。その内容としては、情報提供から始まって適職診断、カウンセリングやインターシップ、職場体験などを通じて職業を紹介するというものです。

また、先日お隣の郡山市にあるハローワークでちょっとお話を聞いてきたんですけども、ハローワークには当然職を求めて若者が沢山来るのですが、今はコンピュータで情報を得て個々に会社とやりとりをするので、電話での対応の段階で、知りたい情報や自分の売り込みといった話が出来ず、あきらめてしまうというケースが多いということでした。そういった若者が多いので、今、郡山のハローワークでは、カウンセラーを2人置いて、若年者を優先的にカウンセリングを行っております。

カウンセラーさんの話を少し紹介しますと、就職活動に大切なものとして、徹底的な自己分析が必要であり、自分の役割は相談者が自分にどのような適性や能力があるかを把握するための手伝いであり、仕事探しの前に、趣味や特技、興味や価値観、長所、短所を整理して自分の中に選択基準をつくってもらうということで、具体的な求人情報を当たるといのはその後を考えることであるというふうに語っておりました。

また、先ほど言いましたJOBカフェの紹介としては、具体的な求人情報を当たるといハローワーク的な機能ではなく、どう働くか、どんな仕事に向いているかといった職業観を見いだすことが目的の施設であるというふうにコメントがありました。

なぜこんな話をするかと言いますと、今の青年が安定した職に就けない原因として、まずやはり職がないということが一番に上がると思うのですけれども、就職難が長く続き、その弊害として自分の希望している仕事ではなかったと、短い期間で離職してしま

うという雇用のミスマッチの問題、また高校や大学に在学していれば、専門の就職指導の先生がいて色んな相談にも乗ってもらえると思うのですが、卒業してしまったり、フリーターをしている青年には、そういった悩みの相談の受け皿がない。そのために自己分析が出来ず、いつまでたってもフリーターを続け、職探し自体をあきらめてしまうという傾向が生まれているのではないかというふうに考えます。そこにやはり光を当て受け皿をつくってやるというのは、行政の役割ではないでしょうか。

あと、先日の青少年問題協議会の場で、悩み事相談を受けていただいている相談員の方から、平成15年度で受けた相談96件のうち20件から30件というんで、3分の1ぐらいは、子どもが就職しないで困っているという親御さんからの相談であったというふうに報告があったと思うのですけれども、そういった問題が実際に町内であるのならば、やはり実態を調査し、町で専門の相談の窓口をつくるなどという方向で対応していただきたいというふうに思うのですけれども、そういった検討はいただけるのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 役場にそういう窓口を設置出来るかという質問かと思いますが、そういった窓口を設置するということになると、当然専門の相談員、これをプロパーで置いていく。一般我々行政職員ではそういう知識もなかなかない中で難しいと思いますので、専門の相談員をプロパーで置いていくというようなことにもなるかと思いますが、しかしながら、町でそういう窓口を設置したとしても、これにつきましては、先ほど質問者が色々と申されてますiセンターであるとか、あるいはハローワーク、そういったところとこれは業務が重複してくるのかなと、そのようにも考えるわけでございます。

そういった中で、町として直接窓口を置くというよりかは、そういうしごとiセンターであるとかハローワークであるとか、そういったところと連携を図りながら、先ほど議員がおっしゃいましたネットワーク化ですね、こういったことについて充実を図れないのか、そういった方向で今後検討したいと、このように考えます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の答弁の中で、県や国の取り組みについて既にそういう事業がスタートしているということですので、国や県と連携して、担当課でやはり情報をしっかりとつかんでいただいて、相談員さんのそういった声とか、町民の方からも

そういった相談があった時に、ハローワークなりこの県の取り組みなどを紹介していくという方向でまずご検討いただけるというふうに部長の考え方、町の考え方を示していただいたと思いますので、まずはやはりそういう方向から、青年の雇用対策ということで町が正面から取り組んでいくという姿勢でもってこの青年の雇用問題については考えていただきたいというふうに思います。これでこの問題は終わりにさせていただきまして、次に移らせていただきます。

次に、病児保育と長期療養中の子どもの学習保障についてというふうに続けて書かせてもらっているんですけども、分けて質問させていただいた方がやりやすいと思いますので、まずその病児保育についてお聞きしたいと思います。

これについては、以前にも一般質問されておりますが、近年核家族化と共に共働き家庭も増えており、保育所に通っている子どもが病気にかかった時に、子どもを病院に連れていく時や、またその後回復期であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間でも、なかなか仕事を休むことが出来ないという状況があり、病気が回復して集団保育に参加出来るまでの間、父母に代わって保育看護を行う制度として病児保育制度の充実が切実に求められています。また、現在少子化対策の一環としても、そういった仕事と子育ての両立支援の重要性というのが言われており、厚生労働省が刊行する保育所保育指針において、平成12年度より乳幼児健康支援一時預かり事業として病後児保育が定義づけられました。奈良県下でも、現在、確認出来る中では、香芝市と橿原市と田原本町で病後児保育に取り組んでおられるのですが、斑鳩町として病後児保育の必要性をどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 病後児保育の関係でご質問いただいたわけでございますけれども、当然、今、病後児とおっしゃっていただいております乳幼児健康支援一時預かり事業の中で、病後児保育ということで、一つの考え方で出されております。この病後児保育といいますのは、病気回復期にある子どもたちを対象にしての一時預かりということと、もう一つは、病気の回復期に至らない場合も含めてという2本立てになっているかと思えます。そういう観点からいきますと、病後児保育の中で回復期にある子どもたちにとっては、確かに即集団の生活に入っていくということについては、骨折とか色々な状態の病気の症状にもよりますけれども、そういうことで集団生活に回復があつて即入っていくということにはかなり厳しい面もあるかと思えますけれども、それは保育

所という施設の中で保育士等がその子どもに合った保育をさせていただくということの考え方の中で、現在取り組んでいるということでございます。ただ、そういう施設が必要かどうかということで考えますと、色々な点で難しい面もあろうかと思えますけど、現在ではその考え方についてはないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長答弁いただいた中で、回復期かどうかというこの判断ですね、これは医師によって判断されるというふうにこれは決まっているんですけども、そのところの答弁もう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、回復期かどうかというのは、そうでないかどうかというのは、かかりつけの医者によるものではないかというように思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） まあ、そういう認識で、いただいての答弁ということで、そうですね、そのとおりなんで。今、部長が答弁いただいた中で少し私の方で誤解がありましたんで、確認をさせていただきました。

今、部長が答弁いただいた中では、病後児保育として新しい施設をつくるという考えは今ないというふうにおっしゃったんですけども、やはり今の現状を考えると、共働き家庭が多い中で、先日私も町内のあるご家庭で話を聞かしてもらったんですけども、母子家庭でお子さんが2人いて、あわ保育園に入所をされていたんですけども、小さい子どもなので、病気になりやすく、そのたびに保育園を休ませて、また自分もパートを休んで子どもの看病をしていたというのですが、そういったことが頻繁にあるので、保育所も自分の仕事もやめてしまって、非常に厳しい生活に陥ってしまった、こういう状況でした。今は何とか託児所のあるパート先が見つかったということですけども、町内で実際にこういう問題が起こっており、そういった早急な対策が必要ではないかというふうに考えております。

また、部長の答弁の中で、保育所併設型と医療機関の併設型という二パターンがあって、病児中かもしくは病後児、病気が回復期に当たっているという子どもに対しては、医療機関併設型という施設の方が病中であっても差し支えないということで、そういった意味では医療機関併設型の方がより幅広く対応出来るという点では、父母からの要望も強いというふうに思うんですけども、ただこの医療機関併設型というのは、町立の

医院や診療所がないために、町の医師会とも相談して理解を得なければいけない。取り組んでいくには、そういった方向で模索していかなければいけないというふうに思うんですけれども、これについても町としても費用がかかるものですが、次世代育成支援の行動計画策定委員会の中で、この医師会への働きかけということについても検討していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、16年度で榎原市の方が民間の医療機関に委託をされて、病児保育ということで医療施設でそういう形で取り組みもされているということも聞いております。それらも一つの例として、奈良県では初めての取り組みということで実施もされているので、その辺も勉強はさせていただきたいとは思っております。

ただ、県下の状況で、質問者も言われてますように、香芝、田原本で15年度から実施を、これは病後児保育という形で実施されております。大淀町でも16年度から実施をされてます。これは、3園とも私立の保育園ということで実施されているということで、大淀町の方には私どもの方の職員が研修する機会がありましたので、少し勉強もさせていただいた経緯がございます。

ただ、ご質問いただいておりますように、このような関係につきましては、当然、次世代育成支援行動計画を策定するに当たって、この行動計画の中ではそういうようなサービスについても検討すべき事項という形でうたわれております。そのようなことから、策定協議会の中で委員さんにも、そういうことで検討をいただく項目ということで挙げさせていただいてご検討いただきたいというふうには考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 先の答弁の中で、部長の答弁いただいた中では、町としては考えていないという答弁いただいたんですけど、やはり次世代育成支援の行動計画の中で、そういったニーズがあればそれに応えていける方向で町としても取り組みについて考えていただきたいというふうに強く要望しておきます。

それでは、次に、長期療養中の子どもの学習保障についてということですが、これは以前厚生常任委員会の中でも、長期療育教室ということで質問がされていたというふうに思うんですけれども、慢性腎疾患や内分泌疾患など小児慢性特定疾患については、治療が長期にわたるということから、そういった特定疾患で長期にわたり療養を必

要としている子どもさんについては、保健所の方で担当していただいているというふうに認識しているのですけれども、町内におけるそういった子どもたちの現状を町として把握しておられるのかどうか。

また、長期にわたって入院や自宅で療養している子どもの学習保障について、町が行っている取り組みも含めましてどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私の方から児童生徒の関係も含めましてお答えをさせていただきますと思います。

特定疾患の関係につきましては、県の保健所の方で事業を実施をさせていただいております。その関係につきましては、本町の方で35名の方がおられるというように聞いているところでございます。ただ、この特定疾患を患っているからといって、必ずしも長期の療養が必要というわけではございませんので、保健所の方でも認定申請を受ける際に、日常生活のことについても聞き取りをされているところでございますけれども、現状の詳細については把握をされていないというようにも聞いております。我々としたしましても、このような状況でしか把握出来ておらないというところでご理解をいただきたいと思っております。

あと、本町の町立の小中学校の児童生徒の関係で、長期療養を必要とする子どもたちに対しての対応の関係でございますけれども、現在、小中学校に在籍をしておいて、このために特定疾患によって欠席をしている生徒は、中学校で1人いるということでございます。この長期療養の子どもたちに対しましては、担任の教諭等が自宅療養中の家庭の訪問を行いまして、相談とか指導を行ってございまして、また学習指導も行っているというような状況でございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 保健所の方での取り組みになるので、町として個人情報としては教えてもらえないという中では、人数としてしか把握が出来ないというふうに、今、お答えいただいたというふうに思うんですけれども、保健所の方でも詳細な情報までは把握出来ていないというふうに、今、部長もおっしゃっていましたが、やはり病気から回復して社会に復帰するという時に、出来るだけやはりすんなりと社会に復帰出来るような体制という、そういった日常のケア、療育指導と学習保障というのは、行政



として責任を持ってやっぱり行っていただきたい。そういう意味でも、町内における現状については常に把握をしていただきたいというふうに思っております。

保健所の方での取り組みについても、そういった弱い部分については、町の方からも指摘が出来るよう、保健所の方とも情報交換といいますか、定期的に、人数についてしかわからないのかもしれませんが、ケアが出来ているのかどうかという情報交換は、随時ではなくて定期的に町としても確認出来る体制をつくっていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も言われてますように、個人情報関係で、住所、氏名等までは確認出来るような状況ではございませんけれども、今、言われてますように、当然、我々といたしましても、人数だけではなしに、住所、氏名までは教えていただかなくても、その子どもたちの状況がどうであるのかというところは教えてほしいということで保健所の方にも申し入れもさせていただいております。当然、そういう形で、行政としても知り得た情報というのは、外部に漏らすということは出来ませんので、そういう形でも取り組みもご理解願いたいということで、保健所の方にもそういう形で話をさせていただいております。今、言われてますように、保健所の方にも、もう一度そういう形での取り組みがしていただけるようにということで申し入れもしていきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そういった形で保健所に対しても町の方から要望していただけるということですが、今、保健所が行っている体制についてどこまで確認が出来るのかということもあるんですけれども、以前に厚生労働省から通達が出ている中では、在宅の長期療養の子どもに対して巡回指導というのを行いなさいよというふうにされているんですけれども、そういった巡回指導まで行っているのかどうかという確認がその保健所に対して出来るのかどうか、そこまで町は把握しておられるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをしておりますように、保健所の方から我々が情報として知り得るのが、斑鳩町の該当者の人数だけしか教えていただくということがありませんでした。そういう形の中で、今、ご質問いただいているような項目に

つきましてまで教えていただいておりますという状況で、把握は出来てないということ  
でご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そういった保健所としての取り組みの体制ですね、これにつ  
いては別に個人情報には当たらないと思いますので、町としても、保健所がそういった取  
組みを行っていただけるような要望ですね、強くしていただきたいと思います、また確認  
をしていただきたいと思いますというふうにこちらとしても要望しておきます。

それでは、次に防犯対策についてということですが、近年、ひったくりや放火  
、またはオレオレ詐欺、そういった様々な犯罪というのが増えてきているんですけれど  
も、町としては、斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例として、生活安全推進  
協議会というのをつくっていただき、町内防犯、また啓発について努めていただしてい  
るんですけれども、そういった生活安全協議会の取り組みも含めまして防犯対策につ  
いての町の見解というのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町の防犯対策についての取り組みというような内容のご質問  
かと思います。

本町では、平成9年に制定しました、ただいまおっしゃっておりますような斑鳩町安  
全で住みよいまちづくりに関する条例に基づきまして、生活の安全に関しまして住民の  
方の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住みよいまちづくりの実  
現に向け、斑鳩町生活安全推進協議会をはじめ西和警察署、地域安全推進委員会などの  
関係機関と連携を図り、地域防犯対策の取り組みを行っているところでございます。

その主な取り組みでございますが、町と生活安全推進協議会の主催により、空き巣、  
侵入強盗、ひったくりなど私たちが身近に不安を感じる犯罪の未然防止、拡大防止を図  
るため、身近な犯罪から家庭を守る講演会の開催をはじめ、暴力犯罪をなくすための安  
全と安心を守る町民の集いの開催、また児童生徒が犯罪に巻き込まれないための春休み  
、夏休み、冬休みの期間における町内の巡回活動、JR法隆寺駅やスーパー等での防  
犯街頭啓発も行い、地域の防犯意識の向上を図っているところでございます。

また、こども110番の家やSOSネットワークなどの地域防犯のためのネットワー  
クづくりや、自治会防犯灯の新設や維持管理の費用にかかる補助金を自治会に交付する  
など、地域の住民の方がそれぞれ安心して暮らせる環境づくりを進めているところでご

ございます。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長から答弁いただきましたけども、町内で出来る防犯というのは、警察じゃないんで難しいところがあると思いますけども、そういった意味では啓発やこども110番ということで、町民の方にもご協力いただいて、体制づくりとしては生駒郡、また広域7町の近隣の中では斑鳩町は優れているというふうに評価をさせていただきたいというふうに思うんですけども、先日私のところにも、今、はやりと言うたら変ですけども、高齢者の方が架空請求によって困っているというふうに1件相談があったんですけども、私のところに相談が来るのであれば、当然町の方にもそういった相談が来ているものかなというふうに思うんですけども、そういった声というのは町の方に来ているのか、把握しておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町の方は、ただいま申されました架空請求についてのご相談等はございませんが、恐らく西和警察の方、または竜田交番の方へされているということにあるのかわかりませんが、我々町へ直接はございません。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 町の方には直接なかったということですけども、住民の方からしたら、それは当然警察に電話すればいいことなんですけども、ひょっとしたら町の方に対してもそういった不安の相談があるかもしれませんので、そういった時には十分対応いただけますようお願いいたします。

防犯ということにつきましては、最近、防犯灯は町、自治会で設置していただいているんですけども、町内が暗いという声を頻繁に聞くんですけども、防犯灯の整備について町の見解を少しお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 防犯灯につきましては、平成16年3月末現在で、町で設置いたしました防犯灯が658灯ございます。自治会で設置していただいております防犯灯については、2,109灯ございます。合計で2,767灯となっておりますのでございます。

防犯灯の整備につきましては、地域の安全は自分たちの手で守るという地域安全活動

の原点のもと、自治会による防犯灯の整備を働きかけているところでございます。具体的に申し上げますと、自治会が防犯灯の整備を行おうとした場合、町から防犯灯整備補助金といたしまして、照明器具につきましては、1灯につき3万5,000円を上限に全額を補助しており、照明灯を取り付けるための支柱及び埋設工事の器具及び取り付け工事については、2分の1以内で予算の範囲内で補助金として交付を行っているところでございます。

また、防犯灯の維持管理費につきましては、防犯灯維持管理補助金といたしまして、年額、蛍光灯でございましたら1灯当たり1,500円、水銀灯でしたら、40ワットは1,900円、100ワットは4,700円、200ワットは6,800円、400ワット以上でしたら1万2,000円をそれぞれ補助金として交付を行っているところでございます。

昨年度は、自治会が設置する防犯灯に対しまして、19自治会、25灯でございますが、19自治会に対しまして補助金の交付、総額は66万2,187円でございますが、その金額を交付をしたところでございます。

今後も、防犯灯の整備に関しましては、自治会に対し働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、町の行っているその取り組みですね、件数についても報告していただいたんですけども、自治会の方から毎年要望があるというふうに思うんですけども、町の方で予算を組んでいただいている中で自治会の要望が予算をオーバーしてしまう、そういった現状があるのかどうかというのが1点と、自分のところの自治会じゃないところに防犯灯をつけてほしいと、そういう要望ですね、それにはどういった対応をされているのかということについてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたけども、原則としては予算の範囲内ということの中で、もしもそうしたことで是非必要ということになりましたら、また必要に応じて補正予算をお願いしなきゃならない場合もありますけども、原則といたしましては予算の範囲内で補助をしていくということにいたしております。

それと、自分で住んでおられない自治会なり場所に防犯灯の設置を行ってほしい場合の町の対応ということのご質問だと思いますけども、この場合には、町の方から設置場

所の該当する自治会長さんの方へ、そういった要望があるということで申し上げまして、防犯灯の設置についての働きかけを行っているところでございます。

ただ、防犯灯の設置後の維持管理費の問題や、また設置場所周辺の関係者の方の調整、そういったものは必要ということから、すべてがご要望にお応え出来ないようなケースもあるということでご承知をお願いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長答弁いただきましたように、町がつけたいから、また町民の方がつけたいからといって勝手につけれるという状況ではないということですが、やはり今犯罪が増えている中、夜道を安心して歩いたり、そういった要望の中では防犯灯をつけてほしいという要望が今後増えてくるのではないかというふうに考えますので、その予算の考え方につきましても、今後、弾力性を持って対応していただきますようお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、16番、中川議員の一般質問をお受けいたします。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目の幼稚園、保育園の送り迎えについての1点目、保護者の方が園児を幼稚園、保育園に送迎される時の交通の手段に規制はあるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 規制といいますよりも、ご協力をお願いをするということでございまして、園児の送迎につきましては、3園とも通園専用の駐車場もございませんので、基本的には徒歩通園ということで、車の送迎はご遠慮いただくよう機会を通じて保護者の方をお願いをいたしているところでございます。そうした徒歩で通園する中で、親子のふれあいといいますか、そういうこともしていただけますし、また自然の状況等親子で話し合いしながら登園していただくということも家庭教育として必要ではないか

など、こういうことで、徒歩通園ということで今日まで実施いたしております。今後とも、そうしたことを保護者の皆さん方をお願いをいたしまして、ご理解を得ながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 規制というものはないが、徒歩で通園してくださいというお願いをしているところでもありますという答弁をいただきました。その中でも、100%の方が徒歩で通園をしておられない。車で来られる方もおられますので、そういう車で来られる方の駐車についてはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 例えば、斑鳩幼稚園の場合は、幼稚園の駐車場はもうないわけですが、過去には、役場の駐車場を送迎に一時置いて利用されたこともございます。そうした中で、非常に来庁者の迷惑になる、こういうことで極力徒歩で来るようにということをお願いをさせていただいております。

そしてまた、すこやか斑鳩・スポーツセンターの方にも駐車場あるわけですが、そうした中では管理上、8時半から駐車場を開放いたしておりますが、そうした中に駐車されているという状況もございます。そうしたことで今日までそうした駐車場を利用されているということがございます。

それから、西幼稚園では、隣に小学校の駐車場が、学校の駐車場がございます。それを一時共用すると、こういう形で使っていただいております。

東幼稚園につきましては、あの場所には駐車場ございません。したがって、車で来られた場合に、道路に止めて子どもをおろすということになるわけですが、そうした場合にやはり他の車の通行に支障を来すと、こういうこともございますので、極力徒歩での通園をお願いいたしているところでございます。どうしてもという場合には、東小学校も、ちょっと遠いですが、小学校の駐車場がございますので、一時そこに車を入れて子どもを送っていくという状況がございます。そうした対応をしながら、車でどうしても来られる方についてはそういう対応をさせていただいております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 各3園ごとに説明をいただきましたが、斑鳩幼稚園を例に挙げて質問させていただきますと、すこやか斑鳩・スポーツセンターの駐車場、または役場庁舎の来客用の駐車場を、どうしてもやむを得なく自動車通園される方については利

用していただくのも可能であるという認識でよろしいですね。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） やむを得ずそういうことになるかと思いますが、駐車場の管理上としては8時半からしか開きませんので、それ以前に来られた場合については利用出来ないということもございます。また、早朝から体育館が使用されて利用者の車が多いという場合もございますので、そうした場合についてはご遠慮いただくということになるかも知りませんが、そういう状況で使っていただいております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 道路に一時的にも路上駐車をされると、やっぱり一般通行車両や付近の方々にも迷惑かかるとお思いますんで、そういう町内の施設の駐車場を一時的に利用出来ることであれば、そういうふうにしていただきたいということを要望しておきます。

それでは、2点目の固定資産税についての1番目、固定資産税の額はどのように算定するのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 固定資産税の税の金額はどのように算定するのかというご質問でございますが、ご承知のとおり、固定資産税につきましては、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金でございます。そういった中で、固定資産税につきましては、課税標準額に税率1.4%を乗じた額が固定資産税額となります。

算定の基礎となる課税標準額については、原則といたしまして、固定資産課税台帳に登録された評価額が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように、課税標準の特例措置が適用される場合や、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置を講じられ、課税標準額は評価額よりも低く算定されているところでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 固定資産税は、課税標準額に税率1.4%を乗じた額が固定資産税額となるという答弁で、課税標準額というのは、固定資産課税台帳に登録された評価額というのが課税標準額となるという説明ですが、この評価額はどのように算定され

るのか、次の2点目になりますが、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 評価額はどのように算定されるのかとご質問でございますが、平成6年度の評価替えから宅地の評価につきましては、地価公示価格等の7割を目処に均衡化・適正化を図ると共に、固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により評価するものでございます。

宅地の評価方法につきましては、道路・家屋の疎密度、公共施設等からの距離、その他住宅の利用上の利便を考慮して地域を区分し、標準地の選定を行い、地価公示価格、地価調査価格を参考に、鑑定評価価格の算定を行い、路線価を付設し、土地の形状・状況に応じ所要の補正をし、1筆ごとに評価額を算定するものでございます。

調整区域内の農地、山林の評価方法につきましては、原則として、宅地の場合と同様に、標準地を選定し、その標準地の価格に比準して評価するものでございます。

家屋の評価方法につきましては、新築家屋の使用部材、施工の程度、間取り等を1棟ごとに家屋調査を実施いたしまして、固定資産評価基準により評価するものでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 地価公示価格や地価調査価格を参考にして評価額を算定していくという答弁ですが、かなりね、ある一つの例を挙げますと、実際に売買する実勢価格というんですかね、調整区域の農地で、坪にしたら3万、4万でしか売れないところに、16万円の評価額、例えばの話ですけど、16万円の評価額がついているようなところもありますが、こういうギャップというんか、その差はどういうところから生じるのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたように、宅地の場合でしたら、路線価を定めまして、その路線価がありまして、その路線価上に面しますその土地の区画、形状等が、いわゆる真四角といいますか、いわゆるそういった利用度の高いものでございましたらやはり評価の価格が上がりますが、いわゆる道路に面する部分は少なく、そういう形状がいびつなものにつきましてはやはり評価が下がっていくというようなこともありまして、そういったことがいわゆる今おっしゃったような状況で評価が変わるというようなことも出てくるわけでございます。



○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） そうしたら、実際に3万、4万でしか売れない土地を16万円の評価額がついている、そういうところに対しての見直しというのはあるのかなのか、お尋ねいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 評価については、それぞれ一定の期間を見て見直すという、いわゆるそういう作業もするものでございます。その際に、そうした必要な分については、やはり価格を見直しし評価をするということになります。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） なるべく実際にその人の財産に見合った評価額を算定していただいて、苦情のない税の徴収をしていただきたいことをお願いしておきます。

それでは、3点目の市街化区域にある農地の金額はどのように算定されるのかという質問でございますが、市街化区域にある農地の固定資産税は、宅地並みにということをお聞きしたことがあるんですが、それについてお尋ねします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市街化区域内の農地につきましては、宅地並みの評価を行い、田と同じような課税をするというように、昨日も他の質問者からありました中で答弁させていただいたものでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 済みません、もう一度詳しく、市街化区域にある農地の固定資産税の算定の仕方も詳しく説明していただけますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる市街化区域内農地につきましては、評価方法につきましては、路線価から造成費を控除した価額によって評価するというものでございまして、宅地と同様に、一筆ずつの状況により、固定資産評価基準に基づいて、間口、奥行き、道路に接している、接していない、形状、状況等を考慮し、そこから宅地にするための造成費を控除し評価額を算定するものでございます。

課税につきましては、原則として、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額になるものでございまして、税負担の調整措置については、調整区域内農地と同様というものになります。

先ほど申し上げましたように、市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価を行い、田、畑と同じように農地に準じた課税とするものでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 市街化区域にある農地は宅地並みの評価を行うということは、宅地にしてほしい、してくださいという考えからそういうことになっているのか、お尋ねします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる固定資産税のそうした定める制度、いわゆる課税の決めがそういったものになっておりまして、いわゆる市街化区域内農地につきましては、向こう5年の間には市街化区域と、いわゆる市街地となるような区域として定められたところでございますので、そういった状況を講じて、見て、そういった課税となっている制度でございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 市街化区域に農地を持ってられる方が、色んな事情があって自分の持っている田んぼまで道がついていない。宅地にしようと思っても造成が出来ない。また、小作権がついている。そういう方に、そういう土地に対しての考え方というのをお聞かせ願えますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その田の状況の、所有者の形態にも、やはり小作がついているとか、色々な事情がございますけども、それについては税制度の中では、特段そういう加味をされるようなものでございませぬけども、そういったいわゆる土地利用についてはそれぞれ所有者が、いわゆる市街化区域となったものにつきましては、出来るだけ速やかに、先ほど申し上げましたように、概ね5年以内にそういう市街地になると、市街地といいますか、宅地になるというもので、市街化区域というように線引きされておるものでございますので、そういった土地利用を個々で考えていただいてされるべきもんであります。と共に、我々町といたしましても、そういったいわゆる土地利用が出来やすいような道路を整備するとか、そういった方法についても当然進めていかなきゃならないという立場にありまして、そういったことを含みまして中で市街地形成を図っていくべきだと考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 今、部長の方から答弁いただきましたその道路がないところについては、行政から道路をつくっていくというような努力もしていかなければならないということですので、そういうことをまた推進していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の町が発注する工事についてでございますが、多数の業者の方、また管理者の方から、斑鳩町の工事については、追加工事が出て、サービスにしてほしい、また企業努力してほしいと言われてたまりませんねんという声を聞きますが、そのようなことがあるのかないのか、お尋ねしておきます。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 建設工事の請負業者が追加工事に対するサービスまたは企業努力をしてほしいとおっしゃっているというご質問でございます。

町が発注する工事につきましては、設計の変更が生ずる場合におきましては、その内容を請負者に示し施工を進めているところでありまして、この場合には必要に応じ工期もしくは請負代金の変更を行い実施いたしております。したがいまして、ご質問のサービス等の要請はしておらないと認識しております。

ただ、変更等がある場合、これは施工方法等につきまして現場代理人と協議をするわけでございますが、その中で工事担当者の説明が不十分なことにより、誤解が生じることも考えられます。そういったことで、今後は、協議におきまして、詳細に説明を行うなど、十分な理解が得られるよう取り組んでまいりたいと、このように考えておりますし、また請負業者の立場といたしましては、疑問な点については、現場代理人の方が、町の現場担当の方に再度確認を行うなど、そういったことで対応していただきますようお願いしたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） サービス等の要請はしていないという認識という答弁でございますが、実際にね、この議会の中でも、過去にそういう請負業をしておられた、経験された方もおられますしね、業者の方も、ないことあると言うてるように私も思いませんが、そういう要請はしていないという認識でおられるのであれば、今後また私なりに調査をして、次回こういう機会があればまた質問再度させていただきたいと思いますが、これについて、町長は欠席でございますので、助役さんの考え方、お聞かせ願えますか。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私は、常にそうした設計変更等が生じた場合に、決裁をする段階において、原則として契約の変更というのにはあり得ないということを用いてるわけです。例えば、増加する場合によっては、当然増加する部門をどこかで相殺するとか、そういう形をしなければ、当初入札した時点においての問題が生じます。ということの考えを持っています。

ただ、色々本町のような細かい仕事をする中で、若干業者に対して、これは企業努力でやってもらえんかという点はあると思うんです。ないとは言えんと思うんです。ただ、そういうことについては、やっぱり契約者同士が十分話し合いしながらその解決にあたるということがベターだ、このように考えてます。

先ほど申しましたように、中川議員にはご理解願いたいのは、やはり請負契約の場合には、やっぱり変更というのは、これは原則としてあり得ない。ただ、大規模工事とか、トンネルとか、そういうような、また港湾工事で中がはっきりわからないようなこと、うちはございませぬけども、そういうような面においては、国交省においても変更されるわけですが、若干の道路の変更となれば、例えばその中で変更が生じた場合は延長を切るとかね、そういうことで一つの一定の契約した変更はしないというのが原則でございますから、そういうこともご理解願った中で、十分業者とも、やっぱり契約は双方に基づいて契約されるから、そういうことが含まれる中でやっぱり話し合いして十分とした対応をすべきであろうと、私はこう思うておるんですがね。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 例えば、簡単な100メートルの擁壁が、地元要望で、ここまで、角までしてほしいと、120メートルほどある。助役さんの答弁では、例えば20メートル増えた擁壁も、再契約変更はなしでこのままするという認識でいいんですかね。

○議長（浅井正八君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） そういうような場合は、追加工事なんです、私に言わせばね。いわゆるここまでの延長ですね、色々地元の要求の中で、これだけ延長延ばしますと、これは追加工事です。変更じゃないわけです。追加工事は、それは町として追加を、生じた場合は、当然追加工事としての契約をしていくと、これは当然でございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） あるとは言いにくいですが、また今後そういうことのないようにしていただきたいということを要望して私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、16番、中川議員の一般質問は終わりました。

次に、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

昨年度と同じく、質問事項は市町村合併への認識と対応についてですが、合併特例法の期限が間近に迫り、また法定合併協議会の協定項目も大詰めとなった現時点で、共に住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については双方共に直接住民に責任を負う町長と議会がしっかりとそれぞれの権限に基づいて役割を果たすため、市町村合併への認識と対応についての1点に絞り質問します。

まず、その1番目として、来年3月に期限が切れる現行の合併特例法の後に続く市町村の合併の特例等に関する法律など合併関連3法について、その概要をお示しく下さい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者がただいま申されましたように、来年3月に期限が切れる現合併特例法の後を想定した、市町村の合併の特例等に関する法律、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、地方自治法の一部を改正する法律の合併関連3法が先月19日成立いたしております。

まず、市町村合併の特例に関する法律につきましては、平成17年4月から5年間の時限立法となっております。平成17年4月1日から22年3月31日の間の時限立法でございます。

その内容で新たなものにつきましては、合併特例区の制度等の創設、都道府県知事の市町村合併に関する役割の強化等でございます。また、現合併特例法に規定されている特例措置は、基本的には残っていますが、普通交付税の合併算定替えについては、特例期間を段階的に短縮するとし、さらに合併特例債については廃止となっております。

次に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の内容についてでございますが、現合併特例法の財政優遇措置適用の合併期限を、平成17年3月までに都道府県に合併申請した場合に限り、1年間延長すると定めておるものでございます。

次に、地方自治法の一部を改正する法律の内容につきましては、住民自治の強化等を目的として、地域自治区の創設、都道府県の自主的合併手続等の整備などが規定されておるものでございます。

これら合併関連3法の成立から、現合併特例法期限後も、国は、市町村合併推進施策を引き続き重点的に進めていくというものの考えで出されたものと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 現合併特例法は、たしか10年間の時限立法であったと思いますが、新合併特例法は半分の5年間となっております。

また、以前にも一般質問で議論したと思いますが、知事の合併協議会設置勧告など市町村合併に関する役割強化も盛り込み、今の答弁にもあるように、国は市町村合併推進施策を引き続き重点的に進めていきます。

そこで、2番目の市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置をお示しく下さい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置についてということでございますが、先ほどの答弁でも少し触れましたが、市町村合併の特例等に関する法律には、現行の合併特例法にも規定されております、市町村合併に関する障害を除去するための特例措置が、基本的に残されております。

その主な内容といたしましては、地方税の不均一課税、議員の在任特例等の特例措置等があります。これらは、新法においても引き続き適用されます。

地方交付税の優遇措置におきましても、残しておりますが、合併算定替えの適用期間が、現行法の15年から10年へと段階的に短縮されることとなっております。さらに、合併特例債については廃止となっており、市町村合併に係る財政優遇措置は、縮減傾向にあるものと考えられます。

また、人口3万人以上を有すれば市となることが出来る特例につきましては、新法案では廃止とされておりましたが、議員修正により追加され、引き続き適用されるということになっております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 合併に関する障害を除去するためにも、議員の在任特例等の特例措置が残されているというこの見解は、住民の福祉向上を目的とする議員が、近い将来

の住民の福祉向上に必要不可欠な市町村合併の障害とみなされていることであり、皮肉なことで、議員として情けなく思っております。幸い、斑鳩町では、現行合併特例法を活用し、奈良県で唯一住民発議により付議された法定合併協議会の設置を、住民の意向でもあるので必要だと多数決で議決し、7町で精力的に協定項目を協議、確認しております。だからこそ、合併を求める住民の意向に沿わない行動をとる議員は、自己保身で住民を犠牲にしているのではないかと指摘されても仕方ないと思っております。今こそ議会の地位の重要性を認識し、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断し行動しなければならないかと思っております。

それでは、次の市町村合併推進のための方策をお示しく下さい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村合併推進のための方策についてのお尋ねでございます。

市町村合併の特例に関する法律における市町村合併推進のための方策といたしましては、知事の市町村合併に関する役割が強化されております。

知事は、まず、総務大臣が策定した市町村合併を推進するための基本指針に基づき、自主的な市町村合併の推進に関する構想を定めます。この構想に基づきまして、知事が合併協議会の設置の勧告、または合併協議会における協議の推進に関しての勧告を行うことが出来るとされておるものでございます。

また、合併協議会において、合併市町村の名称等の事情により協議がととのわない時には、過半数の合併協議会委員の同意を得た申請に基づいて、知事は市町村合併調査委員を任命し、あっせんまたは調停を行わせることが出来ると規定されておるものでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） このことは、仮に現在の7町合併協議が不調になったとしても、次の新法の期限である5年以内には、いわば強制的に合併されるのではと考えますが、昨日の斑鳩町の方向性はとの質問者への答弁を踏まえて、どのようにこの5年間ということについての認識をされているのか、お示しく下さい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまのご質問につきましては、やはり我々といたしましても、その5年間という期限の中で、いかにどういう方向に進んでいくのかということ

につきましては、十分議会とも相談させていただく中で、また住民の意向を十分配慮する中で、やはりよい方向性を定めていかなきゃならないと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 昨日の質問者にも、現在合併協議会に邁進するというようなお答えもいただいておりますので、そういうこともないということで頑張っていってほしい、そのように思います。

次に、町の財政状況を住民にわかりやすく伝える方法と財政再建を問うとの質問ですが、昨日も、本町の財政は硬直化した財政運営を強いられておりますと、このように答弁されております。国の三位一体改革による交付税の大幅削減が進む中、市町村合併や財政改革など、今ほど町の財政状況を住民にわかりやすく伝える必要があると思っておりますが、その方法をお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町の財政状況を住民にわかりやすく伝える方法ということでございますが、行政情報の提供につきましては、各自治体とも広報誌をはじめ報道機関との連携やインターネット、ホームページなど、時代に応じた多様な情報技術を活用して、広報手段や広報機会の拡大に努められております。

その中でも、財政状況の提供につきましては、よりわかりやすい内容で提供出来るよう、会計を家計簿に例えて広報する取り組みも行われております。県内においては、桜井市が昨年10月、天理市が本年5月に、それぞれ一般会計の予算や決算を家計簿に例えて広報されたところでございます。

その中で、市税が給料、人件費が食費、依存財源であります国・県支出金や地方交付税などを親の仕送りなどに例えられ、住民が身近に感じられる内容で表されております。また、天理市においては、年収500万円の家庭を想定して、市財政の状況がわかるようになっております。

本町におきましては、予算や決算の概要をお知らせする時には、財政用語の説明を加えることや、貸借対照表などの財務諸表を作成して、情報の提供を行ってまいりました。

今後につきましては、町財政をより身近なところで関心を持っていただけるよう、他の自治体の例も参考にさせていただきながら、情報提供を行ってまいりたいと考えております。そして、よりわかりやすい内容での情報の提供が、市町村合併や行財政改革の



論議での住民への説明責任を果たす一つ的手段として有効に活用出来るものと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の答弁の中での桜井市、天理市の広報、このことが先日、5月16日の奈良新聞に掲載されております。その中で、私は一番このことが必要やと思うことで、ちょっと読ませていただきますと、「家計簿を見ていると市町村合併の財政的な理由も見えてくる。合併はいわば結婚。一つの所帯を営むようになれば給料は増えるし、食費や光熱費は節約出来る」。また、「合併問題を、広く住民が考え判断する上で、こうした説明があれば関心はもっと高まる」、このように奈良新聞の方で報道されております。

また、市町村合併論議での住民への説明責任を果たす一つ的手段として、有効に活用出来るものと考えているとの、今、答弁ですが、それならば早速取り組んでいただきたい、そのように思います。

さらに、財政再建につきましては、昨日、徹底した内部管理経費の削減、事業の簡素化と行政の守備範囲の再構築、住民負担の公平の確保のこの3点を重点に財政健全化に向けた取り組みが必要と、このように答弁されておりますが、この言葉も確かに難しい言葉でありまして、もう少しわかりやすい言葉でも言っていただければありがたいんですが、これらの3点につきましては、今までから当然のこととして取り組んでおられたと、私は認識しております。

また、ここに新聞がありますが、これも奈良新聞なんですが、「市町村合併、問われる地方自治、課題と現状」ということで、シリーズで掲載されておりました。その中で、「葛城市誕生を見守る4市町」ということで、広陵町の平岡町長は、「将来の行政、合理化も視野に、合併は住民にとって大きなメリット。人口何十万という都市でさえ合併している。合併せずに自立の道に行くのは間違っている」、このように述べておられます。また一方、財政悪化が深刻な大和高田市は、「事務組合の枠組みで合併を望むものの、今は市の財政再建が最優先」。そして、「財政が厳しいから合併が必要というのは、行政側の都合。住民から合併を要望する声が上がらないと合併もうまくいかない」、このように高田の吉田市長は述べておられます。これらの首長のコメントに対して、率直な感想をお示し願いたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　ただいま申されておりますように、広陵町の町長さん、大和高田市の市長さん、それぞれ色々なご意見を申されておりますが、私たち行政に課せられた使命は、どのような社会経済情勢の中でも、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくことにあります。このことから、合併をするしないにかかわらず、歳入規模に見合った財政構造への転換を図り、健全で安定的な行財政基盤の確立が最大の課題であり、そのために揺るぎない取り組みを行っていかねばならないと考えております。

また、市町村合併は、福祉や環境衛生など日常生活に密着したサービスを提供する最も身近な行政機関である市町村全体に大きくかかわることでもあります。このことから、住民の皆様が様々な観点から総合的に判断いただけますよう、住民の視点に立った情報提供を行ってまいり、住民の意向を確認しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君）　7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君）　それでは、初日の提出議案説明で市町村合併について、「住民皆様に出来るだけわかりやすく、また住民皆様が求めておられる情報を的確に提供してまいりたいと考えております」と、これが、今、総務部長からいただいた答弁と同じですが、その後、「現在、議会において住民投票条例の制定に向けて取り組んでいただいております、6月議会に上程していただける予定であると聞いておりますが、この条例に基づく住民投票の実施時期については、住民説明会終了後の秋ごろになりますが、事前に広報等により住民周知に努めまして、投票率の向上を図ってまいりたいと考えております」、このように述べておられますが、この「事前に広報等により住民周知に努める」のはどのようなものなのか。総合的に住民投票のことを説明されるのか、いや、合併というものについてのもっと詳しい説明をされるのか、どのようなことを考えていますか。

○議長（浅井正八君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　我々としたしましては、これまでも合併についての色々な情報を提供してまいりまして、住民のいわゆる判断を適正に出来るという方向に努めてまいったわけでございます。そういった考えで進んでまいります中で、ただいま質問者が申されておりますように、議会の方で色々住民投票条例の関係についてご検討いただいております、そういった条例の制定に向けて尽力していただいているということも我々は

承知いたしております。そういった条例が出来ましたら、施行についての準備等につきましては我々行政側の果たす役割でございまして、これについては、投票率を高めるとか、色々なことにつきましては我々は精力的に啓発をしていかなければならんという中で、色々な媒体を使いましてそういった関係については努力してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それは、住民にわかりやすい周知方法で、部長は、今までからもわかりやすい情報提供と言っておられますが、必ずしもわかりやすいものじゃなかったと私自身は思っておりますので、是非共これらのことで、わかりやすい周知方法であることを期待しております。

次、その5番目として、5月22日、NPO法人が住民に合併に関する情報提供を行うために開催された「西和7町合併シンポジウム」について、その認識をお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 5月22日開催されたシンポジウムについての認識を問うというご質問でございますが、この西和7町の合併を考えるシンポジウムにつきましては、7町の住民でつくられたNPO法人「21世紀・太子の都づくり推進協議会」の主催で開催され、約150人の方が参加されたと聞いております。

その内容についてでございますが、平成17年3月に1市5町での合併を控えられております兵庫県豊岡市の中貝宗治市長が、自らの合併協議の経験をもとに、財政状況の悪化から合併で出来る行革の効果、過疎・少子・高齢化への備え、行政能力の向上と分権への対応、まちづくりへの期待など、合併に至った経緯を中心に話をされ、市町村合併の必要性を訴えられたとのことでもあります。終わりには、質疑応答も行われ、参加者から住民説明会の内容や西和7町の地域の特色などについても活発な議論が行われたと聞いており、このように民間主導の活動からも市町村合併に対する関心が高まり、その是非についての議論を深めていくことは、今後斑鳩町の方角を導き出す上では大変有意義なことではないかと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 当日、私も参加しておりました。会場では、色々な町の職員の姿もお見受けいたしておりましたが、斑鳩町の職員についてはどのような対応をされてい

たのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 職員については、特に動員をかけたわけでも、いわゆるその案内についても、主催者の方からも伝えておるものもございましたので、それを見て参加出来る者は参加させていただいたということでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、部長なり担当課の課長なりには案内が来てたということで、それについて参加されたのですか、参加されてないのですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私自身は、他の所用がございましたので、残念ながらその日は参加することが出来なかったということで、残念に思っております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 他の町の議員もたくさんお見えでしたが、残念ながら斑鳩町は、たしか三木議員と私だけだったように記憶しておりますが、それらについて、6月3日発行の「ほっとタイムス」に、このようなことも書かれております。昨日の質問者ともダブるところもあるかなあとと思いますが、住民説明会は84回、この市長は述べておられます。「2年前から住民説明会を84回開き、若者たちからも意見を聞いた。市町長会も毎月2回開き、お互い自分の町をアピールした。合併しなければ、職員の給料をカットしたり公共料金を上げたりしなければならず、ただ息しているだけのまちになってしまう。お互いのまちの良さを生かした新しい故郷づくりをしようと、笑顔で合併を迎えた」。また、「ごみの処理場建設など特例債でないと出来ない事業を行い、給食施設の共有化などスケールメリットを生かした方策でかなりの行政改革が出来る見通しが立った」。見通しが立ったということですね。そしてまた、「余力がある今こそ決断を」ということで、「中貝市長は、物事の順序を間違えてはいけない。住民の不安は理解出来るが、水道代が高くなるとか市の名前や役所の場所などに捉えられていると船を沈めてしまう。まだ余力があるからとためらうより、余力のある今だからこそ明るい未来のために決断をしなければならない」。「要はやる気があるか、本当に危機感を持っているかで、首長が船長として経営者としての手腕を問われる時だ」、このように「ほっとタイムス」にも載せられております。

また、中貝市長は、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」とは、和が大切だから意見

を言うなという意味ではなく、大いに議論するが、最後は和を大切にするという意味と聞いた。だから、和さえ大切にしていけば、議論は大いにすればいい。それから、過去の方が今の私たちのために道路やトンネルをつくり努力してくれた。今の私たちも、未来のために努力をしないといけない。合併はそのために不可欠なものだ。

それと、財政状況の悪化ということで、財政状況の問題は、5年先、10年先の問題ではない。もう来年予算が組めない。来年組めるのは豊岡市のみぐらいであって、その豊岡市でも18年度で予算を組むのが難しくなる。つまり、来年船が沈むという危機感がある。通常、投資的な事業は、頭金を用意し、国の補助などをもらい、後は借金でやっている。その頭金がなければ事業が出来ないこととなる。貯金はあるが、10億円しかない。平成21年度までの赤字をそれで埋めると、貯金もなくなる。

それとか、先ほど「ほっとタイムス」に載ってたとおり、「このままでは、職員がっぱいいて道路1本直らないまちになる。それで住みたいまちと言えるのだろうか」、このような表現もされております。

そして、同じく奈良新聞には、「未来のため決断を」と、大きく報道されておりますが、これらのことも踏まえて、当日私たちの7町合併協議会の次長や県市町村課の職員も来ておられましたので、残念ながら部長は私用のため参加されておられませんので、あらゆる情報を入手し、私たちの特別委員会にでも報告をしてほしいと、そのように思っております。

次に、6番目として、各地で開催されている「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004」についての認識をお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各地で開催されております市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2004年の認識を問うということでございますが、これにつきましては、地域住民が市町村合併を自らの問題として真剣に考え、地域の今後のあり方を探る機会とするために、総務省及び全国地方新聞社連合会を中心に、都道府県や各地方の新聞社が協力して、平成12年から開催されているものでございます。

平成12年度から平成14年度にかけては、全47都道府県ごとに開催され、参加者総数につきましては、平成12年度は約2万1,000人、平成13年度は約2万9,300人、平成14年度は約3万800人となっており、年々増加傾向にございます。本県におきましては、斑鳩町中央公民館をはじめとして、県社会福祉総合センター、

大宇陀町文化会館がその会場となりました。

シンポジウムで出された主な意見といたしましては、市町村合併の必要性、今後の地方財政、住民への情報提供、自治体の規模、合併の是非の判断、合併特例法の期限、都道府県のあり方、国の財政支援策、基礎的な自治体のあり方、小規模町村のあり方などその時々的情勢、またその地域の実情を反映した多岐にわたる内容となっております。

平成15年度以降につきましては、ブロックごとの開催となり、全国を10ブロックに分けて開催されました。近畿ブロックでは、6月14日に奈良市の県文化会館を会場とし、約1,000人が参加されております。「21世紀の新しいまちづくりと市町村合併」をテーマにパネルディスカッションが行われ、合併による人件費の削減、サービスに対する適正な住民負担、交付税制度の堅持、総合的な視点での地域活性化などの意見が出されました。

今年度につきましては、全国5ブロックに分けて開催される予定であり、奈良県を含む近畿ブロックと東海ブロックでは、先月29日に静岡県三島市にある三島市文化会館で開催され、約1,200名が参加されたと聞いております。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 6月14日、昨年ですね、奈良市の県文化会館での時も、先ほどの豊岡市の中貝市長もお出でだったと、このように記憶しておりますが、今年のこれは近畿地方の入った分だと思っておりますが、静岡県三島市で開かれた東海・近畿地方のシンポジウムで、そのパネルディスカッションの中で、合併を求める住民の意向に沿わない行動をとる首長の姿勢について、「保身だ。住民を犠牲にしてはいけない」などの指摘が相次いだと、このように載っておりますが、このことについて感想をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆるそういった地方公共団体、いわゆるそういった我々市町村の方向性の舵取りは、ある意味では首長に委ねられているものでございますけども、この首長の判断につきましては、十分議会とも相談しながら、住民の意向に沿うて進めるべきであると、それがやはり地方自治であろうと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今回は町長欠席されておりますので、町長に直接聞くのが筋だと

思うんですが、この書き方でね、やはり保身だと。先ほどから議論しておりますように、議会が障害になっているとか、このような見解が出されてくるということに対しては、やはりきちっと保身という言葉は打ち消していただきたい。それで住民は犠牲にしているというようにきちっと行動をとっていただきたい、このように思います。

また、これはその後の仙台市内で開かれた同じ市町村合併リレーシンポの記事なんです。基調公園で宮城県の浅野史郎知事、有名な方ですが、この方は、市町村合併の効果とされる行政の効率化について、「銭金の問題ととらえると本質を見失う。自治体の規模が大きくなることで、市町村の行政能力の向上こそが合併の効果」と、このように指摘されて、その上で、「合併した自治体が自立すれば県の存在は小さくなる」。色んな報道の中で、合併をしなくて自立という言葉もよく使われておりますが、私は合併をしないというように宣言された自治体は、自立ではない。それはあくまでも孤立してるんだと、財政的にも孤立していくんだと、住民を犠牲にして孤立していくんだと、そのように認識しておりますし、あくまでも合併をして国から自立するんだという地方自治体であるべきだと思っておりますが、この宮城県の浅野知事のコメントについてもお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地方分権が進む中で、いわゆる地方公共団体がそれぞれユニークなまちづくりを進めていくということは、肝要でございます。そういった中で、その進めるにつまましては、やはり先ほど申し上げておりますように、住民がいかによどのような考え方に立っておるのか、そういったことを十分に咀嚼しながら進めるべきであろうと考えております。

いずれにいたしましても、住民の福祉向上について考えるのが我々行政の立場に置かれた者の責任であります。そういった考えの中で進んでいくことが肝要であり、責務だと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 最後に、西和7町合併協議会での協定項目の確認状況について、その認識と対応を問うとの質問ですが、確認状況というのは、提出議案説明の中にも、43項目中37項目が提案され、そのうち31項目の確認が終わったことによりまして、そのことについては、今、質問することはないと思っておりますし、またその31項目一つずつについて、その認識と対応を問うということになれば、これは何ば時間があっても

足りませんので、今回は1点に絞り、16年3月10日、第10回合併協議会で、協定項目23-11環境対策事業の取り扱いについて、その4、これは斑鳩町から追加をさせていただいてそのまま確認されたという項目なのですが、「火葬場、墓地、焼却場、し尿処理場等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する」、このように確認されております。この但し書きは、現在各町で実施されているであろう補償事業については、新市においても実施していく決意であると、そのように確認されたものと私は考えております。

また、私は、合併しないと、地方交付税の縮減等により、財政的に厳しくなり、約束していた補償事業の遂行も危ぶまれるのだと考えております。さらに、町内の一部においては、合併すると補償事業も打ち切りになると、このように懸念されている住民もあると聞いておりますが、担当者として、焼却場の担当者としては、この協定項目をどのように認識しているのか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 担当といたしましては、こうした協議をされて確認事項としてされているところでもございますし、我々といたしましては、補償事業を継続していくということが、環境対策事業を円滑に推進していく上では必要不可欠なものではないかと、このように考えております。

このようなことから、当該施設が存続をいたします限り、今後合併することになりましても、現行のまま新市において地元同意の趣旨を尊重されるという確認をされているということで、そのように進めていかれるものと、このように考えておりますし、また合併をせずに斑鳩町独自の道を歩むということになりましても、こうした各種補償事業は実施をしていくことになろうと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 模範的な答弁で誠にありがとうございます。私が色々聞きたい本音ということは、部長の方でもわかっていただいていると思いますが、合併しなかったら財政的に厳しい状況に置かれる。このことは、私の一般質問の流れからもわかっておられることだと思いますし、合併しなかったら、それは当然約束を守らなければならない。そのためにはどのような方策があるのかといいますと、増税、もしくは事業の縮減もやむを得ないんじゃないか。そして、こういう環境問題に対しても、周辺の町が合併していけば、組合での事業を進めるのか、もしくは孤立してしまう。私はそのように思



うんですが、その点再度部長のお考え、感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問をいただきました合併せずにおって財政的に厳しい状況に置かれたらというような想定の中でのそういう補償事業の実施も難しくなってくるのではないかとということで、私の考え方についてのご質問をいただいておりますけれども、こういう中で、担当といたしましては、確かに厳しい状況に置かれる中でありましても、我々といたしましては、関係住民の方々との協議におきまして、こういう形で補償等の関係も約束もさせていただいております。そういう中で、厳しい財政状況という状況も、住民の皆様方にもご説明をしご理解をいただく中で、そういう努力を行う中で、関係住民の皆さん方と協議をする中で、必要不可欠な補償事業ということで判断された事業について実施をしていかなければならないと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 余りしつこく部長に責めていったらまた嫌われますので、今、私が申し上げたとおり、今後の住民説明会の中には、そういったわかりやすい情報を説明して行ってほしい、そのように思っております。財政的にとても苦しくなってくるというのは、これはもうはっきりと証明出来ていると、私は思っております。どこかに財源があるんだったらまた別なんですけど、やはりどこの町、どこの市に対しても、苦しい財政状況の中ですので、要は私が一般質問の冒頭に申し上げましたとおり、共に住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については、双方とも、執行機関とも、また議決機関も、双方共に直接住民に責任を負う、そして負わなければいけない位置にいるということを皆さん認識してもらって、町も住民を犠牲にしないという意味に向けてしっかりと認識していただきまして、合併に向けて今は決断すべき時である、このように再度申し上げて私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明日は、午前9時から水道決算審査特別委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さんでした。

（午後2時2分 散会）